

砥 部 町 議 会
平 成 2 2 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成 22 年第 1 回定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 22 年 3 月 4 日																									
招集場所	砥部町議会議事堂																									
開 会	平成 22 年 3 月 4 日 午前 9 時 30 分 議長宣告																									
応招議員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 佐々木隆雄</td> <td style="width: 33%;">2 番 森永茂男</td> <td style="width: 33%;">3 番 松崎浩司</td> </tr> <tr> <td>4 番 大平弘子</td> <td>5 番 西岡利昌</td> <td>6 番 山口元之</td> </tr> <tr> <td>7 番 政岡洋三郎</td> <td>8 番 栗林政伸</td> <td>9 番 西村良彰</td> </tr> <tr> <td>10 番 土居英昭</td> <td>11 番 宮内光久</td> <td>12 番 井上洋一</td> </tr> <tr> <td>13 番 中村茂</td> <td>14 番 中島博志</td> <td>15 番 平岡文男</td> </tr> <tr> <td>16 番 三谷喜好</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司	4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之	7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一	13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男	16 番 三谷喜好								
1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司																								
4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之																								
7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰																								
10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一																								
13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男																								
16 番 三谷喜好																										
不応招議員	なし																									
出席議員	出席議員は、応招議員の 16 名																									
欠席議員	なし																									
地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">町 長</td> <td style="width: 33%;">中村 剛志</td> <td style="width: 33%;">副町長</td> <td style="width: 33%;">佐川 秀紀</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>佐野 弘明</td> <td>総務課長</td> <td>原田 公夫</td> </tr> <tr> <td>企画財政課長</td> <td>松下 行吉</td> <td>戸籍税務課長</td> <td>武智 充吉</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 昇二</td> <td>教育委員会事務局長</td> <td>藤田 正純</td> </tr> <tr> <td>介護福祉課長</td> <td>大西 潤</td> <td>保険健康課長</td> <td>日浦 昭二</td> </tr> <tr> <td>産業建設課長</td> <td>相田由紀夫</td> <td>生活環境課長</td> <td>東岡 秀樹</td> </tr> </table>		町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀	教育長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫	企画財政課長	松下 行吉	戸籍税務課長	武智 充吉	会計管理者	松村 昇二	教育委員会事務局長	藤田 正純	介護福祉課長	大西 潤	保険健康課長	日浦 昭二	産業建設課長	相田由紀夫	生活環境課長	東岡 秀樹
町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀																							
教育長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫																							
企画財政課長	松下 行吉	戸籍税務課長	武智 充吉																							
会計管理者	松村 昇二	教育委員会事務局長	藤田 正純																							
介護福祉課長	大西 潤	保険健康課長	日浦 昭二																							
産業建設課長	相田由紀夫	生活環境課長	東岡 秀樹																							
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平																									
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。																									
議員の指名	13 番 中村茂君 14 番 中島博志君																									
傍聴者	7 人																									

平成22年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 平成22年度施政方針及び行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 一般質問

・散 会

平成22年第1回砥部町議会定例会

平成22年3月4日（木）

午前9時30分開会

○議長（土居英昭） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成22年第1回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 平成22年度施政方針及び行政報告

○議長（土居英昭） 町長あいさつ及び日程第1平成22年度施政方針及び行政報告を行います。中村町長。

○町長（中村剛志） 3月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。七折小梅にメジロが集い、春の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様には、公私、何かとお忙しい中ご出席を賜り、本日から12日までの9日間にわたり、町政運営に関わる重要な案件につきまして、ご審議を賜りますことに対し、心よりお礼を申し上げます。ご承知のように、昨年、鳩山政権が誕生し、我が国の政治が大きく変わろうとしています。政権の中核となる民主党は、マニフェストの中で「地域主権の推進」を高らかに掲げておりますが、その内容は定かではありません。また、22年度予算審議の真っ只中であって、相変わらず政治と金にまつわる話ばかりが目につき、国民目線に立った政治が行われていないような気がしてなりません。一刻も早く、予算を成立させていただき、厳しい経済情勢の中で景気回復を図り、国民が安心して暮せる政策の展開を願うばかりでございます。国の先行きが不透明な中での、22年度のスタートでございますが、少ない経費で最大の効果を得るため、知恵を出し合って頑張って参りたいと思っております。このようなことで、22年度の当初予算でございますが、一般会計におきましては、約62億1,600万円の予算額となり、これは対前年度比1.8%、約1億1,200万円の増加となっております。主な財源としましては、町税の約20億6,900万円、地方交付税の約27億400万円、国県支出金の約7億8,600万円であります。特別会計及び水道事業会計の合計額は約61億9,100万円となっております。一般会計と合わせた全体の予算額は、約124億700万円となっております。3月補正でございますが、一般会計につきましては約2億4千万円を追加し、特別会計は約4,300万円の減額、水道事業会計は約1,100万円の追加、全体では約2億800万円の増加となっております。今定例会に提案する議案でございますが、町道の認定1件、一部事務組合の規約の一部変更1件、条例の改廃8件、21年度の補正予算10件、22年度の当初予算12件でございます。詳細につきましては、後日議案審議の場で説明申し上げますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、22年度の施政方針及び重点施策について申し上げます。新しい砥部町が誕生して5年が経過しました。この5年間、陶街道のまちづくりを掲げ、新生砥部町の一

体感の行政に全力で取り組んでまいりました。しかしながらすべての面において満足のいく結果が得られているというわけではございません。議員の皆様、そして町民の皆様のご批判・ご提案・ご指導を頂きながら、更なる砥部町発展のため、なお一層の努力してまいりたいと思います。さて、17年1月の合併以来、新たなまちづくりの指針として新町建設計画を策定し、限られた財源で効果的な行財政運営を行うため、職員意識の改革や機構改革などに取り組んでまいりました。しかしながら、本町を取り巻く社会的環境には厳しいものがあり、今日においては効果的な行財政運営の推進だけではなく、行政の総合化や自主的な財政運営システムの形成なども求められるようになってきました。そこで、「砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道」を将来像とし、今後取り組むべき重点項目として、一、開かれた町政と協働のまちづくり。二、効率的な行政運営の推進。三、計画的な財政運営の確立。この三つを掲げ、砥部町新行財政改革大綱を策定しました。22年度はこの計画に基づき、町民の皆様の声を最優先に次のことに取り組みます。

総務関係でございますが、研修を通して行政事務にとらわれない幅広い知識を持った職員の養成を行うなど、職員の資質の向上に努めます。防災対策につきましては、引き続き自主防災組織の結成を支援し、防災リーダーを育成するなど、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災マップを改定し全戸配布します。さらに、地震や武力攻撃などの緊急事態に備え、全国瞬時警報システムの整備を行います。また、地上デジタル放送の難視聴地区解消のため、広田地域の共聴施設の改修事業を行います。

次に、企画財政関係でございますが、本町の財政健全化法に基づく健全化指標は、県下でもトップクラスを示しております。今後もこの状況を維持し、新行財政改革大綱第2次集中改革プランに基づき、財政の更なる効率化に努め、安定した財政運営を続けるとともに、住民に対し分かりやすい財務情報の提供に努めてまいります。また、公正で透明性の高い入札制度を築いてまいります。

次に、戸籍税務関係でございますが、22年度に愛媛県から旅券の交付事務が移譲され、身近な場所でサービスを受けることができますようになります。より一層の、正確かつ迅速な事務処理と、親切・丁寧をモットーにより質の高い窓口業務に努めます。税務関係につきましては、景気回復の兆しがみられるものの、本町におきましては企業の倒産や失業による雇用情勢の悪化により、個人及び法人町民税は昨年にも増して減収になる見込みであります。そのため、愛媛地方税滞納整理機構を活用しながら、町独自の滞納処分による滞納整理を積極的に行い、税収の確保に努めます。

次に、介護福祉関係でございますが、高齢者福祉及び障害者福祉につきましては、住み慣れた地域の中でいきいきと安心して暮らせるよう支援を行ってまいります。介護保険事業につきましては、第4期介護保険事業計画に基づき要介護への発生を予防し、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう支援を行います。児童福祉につきましては、保育所や放課後児童クラブにおける延長保育、つどいの広場事業、児童館事業などにより安心して子育てができるよう、子育て支援、そして児童の健全育成に努めます。

次に、保険健康関係でございますが、国民健康保険につきましては引き続き特定健診の

受診率向上、そして医療費の削減、適正化に努めます。長寿医療につきましては、廃止の方向で話が進んでいますが、当分の間は現行の制度が引き続き実施されますので、県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な運営に努めます。健康増進につきましては、地域における健康運動の推進や食育の推進などを通して、生活習慣病の予防に努めるなど、町民の健康増進に努めます。また、子宮がん、乳がん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見に努めるとともに、安心して出産ができるよう、公費負担による妊婦一般健診を実施します。

次に、生活環境関係でございますが、廃棄物対策につきましては、環境に優しい循環型社会を構築し、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、ごみの排出抑制、再利用及び適正処理を一層推進します。また、国の温室効果ガスの25%削減方針に合わせて、新エネルギーの普及促進と有効利用を積極的に支援するため、住宅用の太陽光発電システム設置費用に対し補助を行います。公共下水道事業につきましては、23年3月末日に一部供用を開始しますが、引き続き管渠工事や浄化センター建設工事を進めてまいります。上水道事業につきましては、安心安全な水の供給を行い、老朽化した施設については順次改善し、有収率の向上を目指します。

次に、産業建設関係でございますが、国道379号の万年トンネルと銚子橋工事が急ピッチで進んでおります。引き続き早期完成に向け、事業の推進を要望してまいります。県道につきましては、道路整備促進期成同盟会等を通じ、道路予算の確保に努めるとともに、県と協力して、道路改良などによる安全な道路の維持の推進に努めます。町道につきましては、旧33号の高尾田交差点の改良に着手し、渋滞の緩和と利便性の向上を図るなど、順次計画的に改良を行ってまいります。産業の振興につきましては、引き続き中山間地域等直接支払事業を実施し、担い手の育成等により、農業生産の維持を図り、農地の多目的機能の維持に努めます。また、優良品種の苗木補助やマルチ栽培の支援、ブルーベリーの普及推進などを行うとともに、認定農業者や青年農業者の育成等に努めるなど、活力ある農業・農村づくりを目指し、関係機関と連携しながら各種事業を進めます。農業基盤整備では、土地改良事業を進めるとともに、銚子ダム及び道後平野地区の基幹水路施設の機能回復を図ります。また、事業仕分けで廃止となった松山南部第2期地区農免農道整備事業につきましては、国・県の動向を注視しながら、引き続き事業実施に向けて要望を行います。林業振興につきましては、森林の持つ国土保全や水源かん養など、多面的機能を維持するための間伐を中心とする森林整備に対する支援を行います。商工業の振興につきましては、地域と連携して伝統と文化を育み、砥部焼まつりや道の駅ひろたを核とした、陶街道まつりやイベントの充実を図り、町産品の需要拡大、販路開拓に取り組めます。観光につきましては、砥部陶街道沿線に点在する自然、歴史、文化、砥部焼等、砥部の里めぐり陶街道五十三次事業を核とする景観形成を進める中で、陶街道のまちづくりを一層推進し、各ポイントの整備を図り、住民参加による観光のまちづくりを進めます。また、近隣市町と連携して、魅力ある広域観光ルートづくりにも努めます。

次に、教育関係でございますが、学校教育におきましては、「人間性豊かな砥部の子供の育成」を基本目標に、基礎学力の確かな定着を図りながら、個性や創造性を尊重し、他人

を思いやり尊敬する心を育てる教育を展開します。また、地域の人材や自然資源を活用し、本町独自の地域の特色を生かす教育推進事業を実施し、地域に誇りを持ち、心豊かなたくましい子供が育つよう特色ある教育の推進に努めます。学習環境の整備につきましては、砥部中学校改築事業の実施計画に着手するとともに、地質調査や周辺への影響調査などを行います。学校給食につきましては、引き続き衛生管理に万全を期し、栄養バランスの取れた給食の提供に努めます。生涯学習の推進につきましては、「まちづくりは人づくりから」を基本理念に、町民一人ひとりが生涯にわたり、生きがいを持って暮らせるよう、さまざまな学習の機会や学習の場の提供に努めます。人権学習につきましては、人権尊重の町づくり条例に基づき、人権意識の高揚を図るとともに、家庭、学校及び地域が連携して、あらゆる差別の解消に努めます。社会体育の振興につきましては、体力に応じたスポーツやレクリエーションなどに親しむ機会を提供するとともに、体育施設の適正な維持管理に努めます。文化の振興につきましては、地域に伝わる伝統的な文化の保存伝承に努めます。

以上、平成22年度の重点施策につきまして、主要なものを申し上げます。この場では施策のすべてを申し上げることは出来ませんが、具体的には予算にきめ細かく反映しておりますので、予算審議の場で詳細に説明させていただきます。また、事業の実行にあたりましては、職員一丸となって知恵を出し合い、工夫を凝らして取り組んでまいりますので、どうか議員の皆様、そして町民の皆様のご協力をお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

続きまして、今年の12月定例会以降の行政報告を副町長が行いますので、よろしくお願ひします。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは、行政報告を行ないます。お手元の行政報告書をご覧ください。期間につきましては12月議会報告後から3月議会まででございます。

まず総務課関係でございますが、坂村真民記念基金の状況ですけれども、平成22年2月末日現在、申込件数909件、金額3,651万8千円となっております。(2)の名誉町民モニュメント除幕式についてでございますが、庁舎ロビーに完成し、2月1日に遺族及び町関係者らにより除幕式を行ないました。平成21年度愛媛県市町広報コンクールにおきまして、公報とべ12月号が佳作に選ばれました。次に(4)業務系の電算システムの更改につきましては、3業者によるプロポーザル方式による選考の結果、1月7日に株式会社愛媛電算に決定いたしました。庁舎非常用電源設備設置工事につきましては、12月7日に公募型指名競争入札を行い、3,381万円で株式会社中電工松山営業所が落札し、現在工事中でございます。次に旧伊予消防広田出張所事務所解体工事につきましては、1月18日入札を行い、243万6千円で有限会社大野組が落札いたしました。消防団第12分団小型動力ポンプ積載車の更新につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により469万9千円で購入し、12月15日に同分団に配置を行ないました。

次に、企画財政課関係でございますが、入札執行状況についてご説明します。まず、議会承認案件の入札につきましては、3月1日、衛星インターネット接続機器購入を指名競争入札により執行し、岡山市の株式会社エヌディエスが1,002万7千円で落札し、仮

契約を行いました。今定例会に追加提案することにしておりますので、よろしくお願いをいたします。次に公募型指名競争入札執行状況につきましては、1月25日、旧広田中学校及び広田地区公民館撤去工事について執行しました結果、参加業者すべてが調査基準価格を下回り、かつ、調査判断基準を満たしていないため失格となりました。設計を変更し、2月15日に再度公告を行い、開札を3月15日としておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。次のページにお進み下さい。その他の入札執行状況につきましては、28の入札を実施し、設計総額3億2,239万円で、契約総額2億6,469万円となり、落札率は82.1%となっております。内訳は土木建築工事8件、その他の工事8件、建設コンサルタント3件、物品購入9件となっております。

次に生活環境課でございますが、公共下水道関係につきましては、砥部中央幹線管渠敷設工事9工区につきましては、2月末日に完成をいたしました。次に砥部放流渠圧送管敷設工事7工区につきましても、2月末日に完成をいたしております。8工区、麻生保育所前から北へ200m、南へ328mの合計528mの工事につきましては、伊予ブルドーザ建設の施工で2月末現在の進捗率は30%でございます。下水道管渠敷設工事ア・イ・ウに記載の3工区につきましては、それぞれ2月末日に完成をいたしました。エの11工区高尾田目崎橋南側周辺約1.5ヘクタールにつきましては2月15日に入札を行ない、2月15日に入札を行い1,835万4千円で岩本建設が落札し、工事中であります。砥部浄化センター建設委託工事につきましては、浄化センター管理棟建築工事につきましては1月末日に完成をいたしました。イの浄化センター電気設備工事につきましては、10月14日に一般競争入札を行い、株式会社明電舎が3億1,437万円で落札をいたしました。浄化センター機械設備工事につきましては、11月18日に一般競争入札を行い、ユニチカ株式会社が3億3,230万4千円で落札をいたしました。3ページへお進み下さい。農業集落排水関係でございますが、総津地区農業集落排水管渠敷設工事につきまして、地域間交流施設公共マス設置等でございますけれども、株式会社広田建設の施工で12月末日に完成をいたしました。(3)の水道関係につきましては、3箇所です工事を実施しておりましたが、いずれも2月末日に完成をいたしました。

次に産業建設課関係でございますが、砥部陶街道五十三次スタンプラリー5周年記念事業として、平成17年1月1日の合併と同時にスタートした砥部陶街道五十三次が5周年を迎えましたため、1月7日に5年間に完巡した2,600人の中から、上海3泊4日1組、東京ディズニーランド2泊3日1組、道後温泉1泊2食付3組の旅行券が当たる抽選会を実施、当選者には、4月17日の砥部焼まつり開幕式で目録を贈呈する予定となっております。特産品販路開拓及び観光客誘致宣伝事業につきましては、1月27日から2月1日の間、東京松屋銀座店において第25回東京松屋銀座店砥部焼祭りが行われ、生活食器を中心に40の窯元が展示即売会に出品し、来場者にはパンフレットや砥部町観光協会と砥部焼協同組合等から伊予柑を配り、PRとイメージアップに努めました。第20回七折梅まつりが2月20日から3月10日までの予定で開催されており、県内外から大勢の観光客が訪れています。

次に、介護福祉課関係ですが、1月3日に拾町の稲荷又一さんが、2月5日に久保田の



中村チヨノさんが、2月18日に、さかえの渡部ヒサヨさんが満100歳を迎えられ、記念品をお贈りし、長寿をお祝いいたしました。

次に、教育委員会事務局関係でございますが、1月10日の日曜日に文化会館ふれあいホールにて平成22年の成人式を行いました。参加対象者255人の内、当日の出席者191人で行いました。

以上で12月定例会以降の行政報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土居英昭） 平成22年度施政方針及び行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（土居英昭） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により13番中村茂君、14番中島博志君を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（土居英昭） 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る2月23日開催の議会運営委員会において、本日から12日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月12日までの9日間に決定いたしました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（土居英昭） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より、1月末日の例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

最後に、本日までに受理しました請願は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議で願います。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第5 一般質問

○議長（土居英昭） 日程第5一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されるよう議員各位のご協力をお

願います。それでは、質問を許します。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） おはようございます。議席11番宮内光久でございます。まず始めに、土居英昭議長、政岡洋三郎副議長さんにはこのたび新任されました。本当におめでとうでございます。任期満了まで砥部町議会並びに砥部町の発展のためにご尽力を賜りますようよろしくお願いをいたします。また、静岡県の河津町から苗木を頂きました。中村町長さん初め、各担当課の方々によりまして、苗木の植樹をしていただきました事に感謝を申し上げます。一年ぶりの質問でございまして、少し上がっておりますけれども、またお聞き苦しい点もあるかと思っておりますが、ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

それでは一般質問に入らせていただきます。2009年の世相を表す言葉は「新」、流行語大賞は「政権交代」だった。まさに政権交代による鳩山新政権誕生が2009年を象徴するような出来事でありました。戦後驚異的なスピードで復興を遂げ、世界第2位の経済成長を遂げたのは官僚主導の自民党政治が果たした役割は大きく、高く評価するところがあります。しかしながら、国際化、少子高齢化、財政難、さらには民主主義社会の成熟など、激変する社会情勢の中にあつて、大局的な視野で迅速な判断力、そして実行力が不可欠であり、長期政権によりこう着化したしくみを取り払い、国民視点で大改革が必要との判断が今回の政権交代につながったものというのではないのでしょうか。しかし、新政権のいく末も前途多難だと思います。約900兆円もの大借金を抱えた中、子ども手当や高速無料化、農家等個別所得保障など、マニフェストを実行に移せるのか、新政権のアキレス腱である沖縄基地と安全保障の問題、25%と大幅削減を国際舞台で公言した地球温暖化対策など、国民目線でしっかりと説明責任を果たしながら、着実に改革を進めていってほしいものと思っております。地方においては、新政権は地域主権型国家の役割分担、それに伴う財源を明確化し、税源移譲すること、国と地方分権に向け大きな期待が持たれるものであり、また地方自らがこれまでの国におんぶに抱っこではなく、自主自立の意識改革が求められるものであり、2010年、国も地方も改革の元年だと私は思います。改革には大きなエネルギーが必要です。自らも変わることに臆病にならず、時代や町民意識の変化に柔軟に対応し、町政推進にまい進して参りたいと考えております。

それでは本題に入りまして、質問に参らせていただきたいと思っております。時間がありますので、ゆっくりとさせていただきたいと考えております。町民の足、交通手段についてでございます。社会福祉、高齢者福祉を始め、防犯や災害対策、環境問題への取り組みなど、あらゆる分野で地域の特性に応じて自ら考え、そして汗をかくといった自治体の姿勢が強く求められております。町民にとって、生活に密着した足、日常生活に必要な不可欠の交通手段でございます。その交通手段も、山間路線、不採算路線は廃止になるといわれております。まず1点目といたしまして、住民への説明会をされましたが、どのような意見があったのか、その内容はどのようなものだったのか、お伺いをいたします。2として、住民の意見を踏まえ、行政として、今後どのように対策対応をされるのか、お伺いをいたします。3として、温泉バス、福祉バスの運行またスクールバスの目的外利用の考えはどのように考えているのか、ご所見をお願いいたします。

2点として、脇本陣坪内家野外トイレの設置であります。この坪内家は川登水車業を一

手に引き受けていた旧庄屋である坪内家でございます。一年間を通してたくさんのイベントが開催されています。また、砥部の里めぐりの方は必ず立ち寄ります。しかし、この場所はトイレが邸宅の奥にしかなく、使用が難しいと聞き及んでおります。そこで、屋外にトイレを設置できないでしょうか、町長のご所見をお伺いいたします。

またトイレのことでございますが、第3点として千里地区公民館の公衆トイレ、外にあるトイレでございますが、全部が和式でございますが、これを洋式トイレに替えられないものでしょうか。高齢者社会の進む中で、町の行事をいろいろ思案され、少しでも多くの町民の方が参加できるよう工夫計画され、実行されております。高齢者の方には足が痛い、腰が痛い方にとって、地域の小さな行事に参加し辛い問題がございます。そのひとつにはトイレでございます。和式トイレでは足腰に負担がかかり辛いとの声もよく聞きます。そこで、地区公民館の公衆トイレを和式から洋式トイレに替えていただける考えはあるのかどうか、町長のご所見をお伺いいたします。以上、3点について質問をいたしますのでよろしく願いをいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの宮内議員のご質問にお答えいたします。宮内議員も交通会社にお勤めでございますので、この点につきましては大変ご心労を頂いたものと思っております。また今後もいろんな相談にも乗っていただきたいというふうに思っております。まず1点目のご質問でございますが、住民の皆様への説明会には砥部地区は2月9日に関係区の区長さんに、そして広田地区は2月10日に全員の区長さんと地域審議会委員の皆様さんにお集まりいただき、説明をいたしました。内容につきましては、伊予鉄道から路線の廃止の申し出があったこと、各路線の利用状況から考えて、町としては、廃止も止むを得ないと判断し同意する意向であることをお伝えしました。説明会では、住民の方から代替りの交通手段をとという希望がありました。町としましては、現在運行している温泉バスと、4月からスクールバスの利用もできるようにするので、当面このバスをご利用いただきたいとお願いしました。2点目と3点目の今後の対応と福祉バスの運行につきましては、廃止された路線バスの利用者数や、巡回バスの運行費用を考えると、今すぐ、巡回バスや乗り合いタクシーを運行することは、難しいと思っております。また、スクールバスへの同乗につきましては、今年4月から、広田地区の住民の方々に限り、月曜日から金曜日の中学生の登下校に乗り合わせる形で、許可制により実施することで準備を進めております。スクールバスの性質上、中学生の乗車を最優先とします。広田地区の中学生全員が乗車した場合には、4人が利用できることとなります。乗車及び下車する場所も、生徒と同じ場所を考えていますが、生徒が乗車していない空便につきましては、必要に応じて、大南バス停、上尾峠バス停など、適宜下車することができるようになりたいと考えております。

次に、脇本陣坪内家への屋外トイレの設置についてのご質問ですが、陶街道五十三次しらべ帳に、各ポイントにトイレの表示を掲載して、トイレの場所を分かりやすく示しています。坪内家も現在の観光客数であれば、なんとか対応できるものと考えておりますが、イベントも多く、重要なポイントのひとつでございますので、今後の来客数を見ながら、

検討したいと考えております。

次に、千里地区公民館の公衆トイレを和式から洋式へというご質問ですが、千里地区公民館の館内には洋式トイレを設置しておりますが、ご指摘のように外の公衆用トイレには設置しておりません。地域の方々は元より、陶街道五十三次37番の川登水車を訪れる方もいらっしゃいますので、早い時期に和式トイレを一部洋式に替えたいと思っております。以上で、宮内議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） ただいま町長の答弁を頂きました。まずですね、福祉バスじゃなくて温泉バス。温泉バスについて少し、それとスクールバスについて少し説明をさせていただきたい、このように思います。まず温泉バスはですね、当初65歳以上の高齢者、身体障害者等の交通弱者を対象にした温泉バスであるというのを最初からやっておりますが、今ではですね、ある程度バスの便も少ないということで、運転手さんによってですね、乗せていただけるような措置を取っていただいておりますことは本当に嬉しい事でございますけれども、ただ、この温泉バスに対しては火曜日と木曜日しか運行されていないのが実情でございます。まずですね、火曜日はですね、5系統を運行されております。まず日ノ出保育所、元保育所の前からですね、9時40分に出て高尾田、役場、とべ温泉を経由して10時に着いて、そして砥部八倉から10時20分にとべ温泉10時40分。そして帰りがですね、とべ温泉を10時に出て日ノ出保育園を11時20分、とべ温泉を11時40分に出て砥部八倉を12時。これが午前中でございます、午後は大角蔵13時5分から供養堂を経由して13時25分にとべ温泉。13時40分に外山を出て梅野さんのところに上がりまして五本松から北川毛、とべ温泉を14時。そして千里口、私は万年から出ておるのかと思ったら千里口から出ておりまして、千里口を14時20分に出て、とべ温泉に14時35分。これの帰りがですね、とべ温泉を14時40分から出まして、砥部大角蔵、そして引き返しまして外山を15時15分。そして15時50分に千里口を経由して役場の方に返ってくるのが16時30分と聞いております。木曜日はですね、この反対でございますね、旧の広田の地区へ上がっております。役場を12時に出て高市12時45分、とべ温泉に13時40分に到着した後、1時間、50分位してとべ温泉から今度引き返してですね、高市の方へ上がっております。もう一便、高市を今度下がりましてですね、16時25分から17時頃砥部に帰ってまいっております。これが週に2回出ておるということですが、その地区にとっては週に1回しか出てないということでございます。ぜひですね、これを週に1回じゃなくですね、2回ぐらいに増やしていただきたいと思いますが、町長の考えはどのように思っているのかお聞きをします。

次に、スクールバスでございますけれども、現在は20名、22年度からは24名。今のスクールバスの定員は29名、運転手入れて29名。先ほど町長が答弁したように28名中24名が学生さん、生徒さんが乗るようになって、4名は空席があると。広田地区の方の4名は事前に知らせていただければ乗れるということを知っております。大変ありがたいような、またちょっと寂しいなと思うんですが、まずですね、高市を6時50分に出て砥部中学校に7時35分に到着します。そのバスはそのまま帰って次の運行がです

ね、砥部中学校、これは一定じゃございません、その授業によっていろいろとあるそうでございますが、まずこの朝の便を1便としますと、2便目が今度午後からになります。お迎えになります、砥部中学校を16時20分、高市に17時10分、そして折り返して砥部中学校18時30分、19時20分の運行をされておるそうでございます。これは平均的な時間でございますけれども、私がちょっと考えるのはですね、このスクールバスが朝砥部中学校7時35分に着いたらそのまま広田へ帰って車を置いておきます。というのは8時、そしたらなんぼ時間がかかっても8時20分には広田へ着きます。そして中学校まで4時20分、次が広田を15時30分頃に出ても十分間に合うかと思えます。その間はずっと停めとるということでございます。私はですね、一つ、もう一つはですね、今度砥部小学校の系統でございますけれども、砥部小学校は今タクシーで遠距離の生徒さんを運行いうか、お連れしておりますけれども、今回22年度からは今3名で1台ずつが、今度5名になるとお聞きしております。ということはタクシーを2台使うということでございますが、このスクールバスをですね、中学校に7時35分に送った後はもう広田へ帰るだけでございますが、それをですね、万年からの児童、小学校の児童が降りますが、その方をですね、連れて行けばそのタクシー代が半分でも減るのではないかと私は思いますが、また担当課の方に聞いたらちょっと難しい時間帯になるかといわれておりますが、町長こちら辺をですね、一つ広田を6時50分じゃなくて6時40分にすればですね、小学校に8時頃には到着可能な時間になるのではないかと考えておりますが、こちら辺の考えを併せてですね、お伺いをさせていただきたい、このように思います。

後のもですね、坪内家の野外トイレの設置については検討してみると言われておりますが、なんとかですね、できればイベントも多くできておりますので、ぜひですね、前向きに検討をされるようお願いをいたすところでございます。

また、公衆トイレ、千里地区の公民館の公衆トイレについてはですね、一箇所でも二箇所、今朝私もひょっとしたら町長が作ってくれとんじゃなかろうかと期待して行ったんやけど、まだできておりませんでした。所要時間を測るために千里口まで砥部中学校から法定速度kmで走りました。となると、10分で千里口まで行きます。その関係もですね、まだ洋式トイレはできておりませんでしたので、今回町長の答弁の中で早い時期に考えていただけるという答弁を頂きましたので、ほっとはしているところでございますが、一箇所でも洋式トイレをお願いしたい。またお年寄りや足腰の悪い方にですね、負担のかからないようにぜひお願いをいたすところでございます。交通手段について再度お尋ねをいたしますので、お願いをいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 宮内議員さんの再質問についてお答えをさせていただきます。まず温泉バスを週2回に増やして欲しいというのがございました。これについては今後やはり検討課題として我々もバスが増えれば便利にもなるし、町民の皆様にも喜んでいただける事だというふうに思います。あとは経費やバスの問題がありますので、その点については今後の課題として検討をしていきたいというふうに思っております。それから次にスクールバスの件でございますが、時間を早くするという事で小学校の子供たちをとのことで

ありますが、早くなる事によって24名の方というのは10分でも朝早く起きるといのはまた大変なこともありますし、この件についても検討をして課題を一つずつ解決していかなければならないのではないかというふうに思っております。それと、先ほど私が空便ということを申し上げましたが、まず高市から朝送って行って、帰りに砥部から広田へ帰る時にこのバスも一般の方にご利用を頂く。そしてまた中学生を迎えに行く便、これについてもご利用いただくというようなことを考えておりますので、今までの伊予鉄バス単独で朝1便、帰り1便よりは便利になるのではないかなというふうに私は思っております。

次に坪内家につきましては、答弁させていただきましたとおりでございますが、敷地というのは全部今お願いし、借りているところでございますので、そういう敷地の解決も含めて、今後検討したいというふうに思います。

それと、千里地区公民館のトイレでございますが、ご質問の前に出来上がってしまったんです宮内議員さんもせいがないのではないかというふうに考えました。それでできるだけ早い機会にやりたいと思います。それともう一つは、全部洋式トイレにするということも一つの方法ですが、まだ和式の方がいいと言う方もいらっしゃいます。そういうことで、とりあえず一箇所を洋式トイレに替えたいというふうに思っております。後については今後の動向を見ながら決めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 先程の交通手段、スクールバスの件でございますが、私は第三質問で言おうかと思ったことを町長が早く答弁していただきました。本当、実際言うたら私らで言う空車の折にですね、やっぱりそれは町民の人のためにですね、活用していただきたいと、このように思っておりますので、ぜひその方向で検討をして実施されますようお願いをいたします。以上で質問を終わります。

○議長（土居英昭） 宮内光久君の質問を終わります。8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 8番栗林政伸でございます。土居新議長の前で今日は一般質問をできると思いましたら、今朝は2時半ぐらいに目が覚めました。上がらんようにせなあかんと思ひながら、あとはもう寝付けませんでした。少々ふわふわとしておりますが、町長初め担当課長さんの答弁よろしく願いしたいと思ひます。まず私は幼保一元化と坂村真民記念館建設について。それと、子供の携帯電話所持について2点を質問させていただきます。砥部地区の議員さんがおいでの中をお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。先程の臨時議会において砥部町新行政改革大綱及び砥部町行政改革第2次集中改革プランの報告がありました。その中で一元化についていろいろな問題がありこれを解決する必要があると書いてあります。これを見てほとんどの議員さんは落胆したのではないのでしょうか。というのは、逆にできるのではないかという期待を持っていたためでございます。耐震診断してから考えると聞いていましたから期待をしておりました。現在坂村真民記念館建設に取り組んでいますが、幼稚園、保育所を一元化し、旧砥部小学校周辺を整備して記念館も建設してあわせて何か全国的に発信できるものを考え、年間を通じて見学に来てくれるようにすると一過性にならず、また周囲も活気が満ちてくるのではないのでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

2つ目。子供の携帯電話の所持についてでございます。町内の小・中学校生徒の携帯電話所持についてお尋ねします。携帯電話の急速な普及により、小学生・中学生の所持が増えております。そのため全国的に悪質な有害サイト閲覧による高額な請求や性犯罪の被害、また友達同士による中傷で殺人事件なども起きております。所持規制の町条例を設定したらいかがでしょうか。佐野教育長にお伺いします。以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 栗林議員のご質問にお答えします。始めに、幼保一元化と坂村真民記念館建設についてのご質問ですが、現在、砥部幼稚園と宮内幼稚園の耐震診断の二次診断を行っております。22年度には、麻生幼稚園と砥部保育所を行う予定にしております。幼保一元化の方針につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強工事により現状どおりの運営をするのか、それとも幼保一元化が可能な一体的な施設を新築するのかを検討したいと前にも申し上げました通りで、現在診断中でございますので、今しばらくお待ちいただきたいと思ひます。そして、一つの問題として認定こども園の認定件数が伸びずに、制度が普及しないという現状、これはおそらく文科省と厚労省にまたがる制度であるので、なかなか全国的にも普及していないのではないかとこのような気がいたしております。しかし、鳩山首相は、平成23年の通常国会までに、幼保一元化の関連法案を提出するなどの方針を示しております。子供家庭省の設置を検討するなど、積極的な方針を打ち出しておりますので、国の動向を見極めたいと思っております。従ひまして、幼保一元化を判断するには、もう少し時間を頂きたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。坂村真民記念館につきましては、昨年末に場所の選定をお願いしているところでございますが、決定をみておりません。議員の皆様には重要課題として慎重に各方面からご検討を頂いておるものと排察し、ご苦勞に対し心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。現在全国から909件、3,651万円余りの寄附の申込みをいただいております。栗林議員のお考えが私はベストであると私も思っておりますが記念館の建設にとご寄附を頂いた方々の気持ちを考えると、あまり先延ばしする事もできないというふうにて考えております。従ひまして、現時点では幼保一元化と坂村真民記念館の建設は切り離し、記念館の建設を先行させ、周辺の活性化、そして全国に向けて砥部町の文化を発信する方法を平行して考えていきたいと思っております。議員さんには事情をご賢察いただき、建設場所のご提案・ご決定を頂きたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 栗林議員さんのご質問にお答えいたします。子供の携帯電話所持について規制する条例制定をというご質問であろうかと思ひます。携帯電話は今や私たちの生活に浸透してきておりまして、必需品といえる状況でございます。全国的にも小・中学生の所持率も増加している状況でございます。一方、栗林議員さんのご指摘にございました通り、携帯電話やインターネットには犯罪や暴力、いじめを誘発する有害情報等も多数ございます。子供に悪影響を与えているということは、全国的な社会問題となっております。このような中にありまして、他県におきましては県の条例で原則として小中学生が携帯電話を所持しないようにと、保護者の努力義務を定めている事例もございます。しか

し、携帯電話やインターネットの利用につきましては、保護者との連絡でありますとか、防犯対策として有効に利用されている面もございます。さらに、今後子供たちが成長する過程で所有を否定できないような現在の状況であり、避けて通れないものであろうかというふうにも思っております。現在、本町の小中学校におきましては、校内への持込は原則禁止いたしております。そして、そういった状況から今後小中学生の携帯電話の所持につきましては、携帯電話やインターネットを安全に利用する知識や技術を身につけることができるように、情報モラル教育を推進してまいりたい、啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。以上で栗林議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） まず幼保の一元化と記念館の件ですが、幼稚園や保育所の運営の見直しの項目で、現状の幼稚園・保育所の運営のあり方について検討してきたと、いうふうに書いてあります。がしかし、今ある幼稚園・保育所施設を活用しながら業務を一体的に行なう検討をしたが、現状では施設の面、制度の面で問題が多いことがわかったと。施設の老朽化、給食の問題、職員の資格の問題、幼稚園・保育所の違いによる様々な問題を解決する必要があると明記してあります。こういうことは、すべてこれ初期的なことで、みなわかっておると思うんですよ。一つひとつクリアしていかなければ解決できないと思うんです。先ほど町長の答弁で新しい政権が文部と厚生省との境があるから難しいと。それを今の政権が新しい政権になってから、今年度、来年度ですね、4月以降にやるようにすると、いうことを町長も言うておりましたが、やはり今の民主党政権はそれに力を入れております。おそらく、23年度にはこれができるんではなかろうかと思っております。またこの一元化につきましては、6、7年前から一般質問でも何人も言われてきました。先輩議員もこれを質問して、また期待して、去っていきました。今までは耐震強度を調査して考えたいとのことでございましたが、先ほどは一次診断をして二次診断をやってからというお答えでございました。また、一次診断の結果はどこどこをやってどうやったんか、いうことをお尋ねしたいし、また幼稚園、保育所の正規の先生と職員、そして臨時の職員が何名いて、その中で両方の免許資格を何名の方が持っているか、介護福祉課長にお尋ねいたします。そして、町長先ほど言われておりました現在の劔南館の予定です、予定の劔南館ですが、今現在10団体ぐらいが使用しております。その使用している人がこの劔南館はこのまま使用させて欲しいという要望があるということを知っております。私は町長先ほどは切り離して早くしたいということをおっしゃいましたが、私は先ほど言いましたように一過性になったんではいけないと思いますので、劔南館は急がずに、国の方針が決まってからですね、今の劔南館に入れる金とそして国が決めた幼保の一元化の交付金等を使ってですね、あこの一帯をグラウンドもありますし、整備して地元の木材を使用して建設したらどうやろうかと、私は思います。また第二次集中改革プランでは、幼保一元化にはこだわらず、いろいろな角度から幼稚園・保育所の運営を見直すと書かれていますが、前向きに取り組むお考えがあるのか、もう一度町長にお尋ねします。

それから、子供の携帯電話の所持についてですが、最近長崎でしたか小学生の女子による同級生の殺人事件がありました。これは携帯電話のメールで中傷的な書き込みによる事



件です。また有害サイトを見る子供は夢中になる、後で高額な請求が来るなど弊害が指摘されています。現在、町内には旧広田に3つの小学校、旧砥部に3つの小学校とそして中学校1校がありますが、何名の子供が大体携帯電話を持っているのか、お分かりになれば、教育長、お知らせください。また、こういうものが影響してかわかりませんが、私はこの場では言うのを控えようと思っておりましたが、先ほどついに町民の方から議会で言うてくれというようなお言葉がありました。教育長に1週間ぐらい前にお願い、お訊きしたことです。校舎から下校時にたくさんの子供が下校しよるところに、4名の子供がタバコをふかしながら出てきたと、どないなっとんかということを一昨日また指摘されました。議会があるのであれば、ぜひこういうことを言うてくれと言われましたので、合わせてこれを言いますが。下のバス停にもたむろしてですね、タバコの吸殻がたくさん落ちておるといことも聞いております。教育長ご存知なのかご存じないのか知りませんが、わかれば何名の子供が喫煙しているのか、また学校はどういう対策を取っているのか、教育長合わせてお知らせください。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） まずは幼保一元化でございますが、前々から議員の皆様からいろいろご質問を頂いておりますし、また研修にも多く行っていただいております。そういうことで我々としてもこれをおろそかにしているわけではございません。町内の各保育所幼稚園、先生からのアンケート等も取りまして、ご意見を伺っております。しかし、なかなか現場というのは今までのところに安住していきたいというのが多い意見でございます。しかし、これはやはりやるべきはやらなければなりません。そのように私は思っております。そして、今診断を行なっておりますので、診断によって新しく建て替えなければならぬということになれば、私は大きく前へ踏み出さなくてはならないという、私の考えを持っております。そういうことで、決してこの問題について後ろ向きではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。それから、次に保育士・幼稚園の教員の資格等については、担当の課長より答弁をさせていただきます。それと、次の坂村真民記念館につきまして、私も申し上げておりますように、大南の商店街の活性化等を含めると、現在お示しさせていただきました大南商店街に面した所というのが私はベストであると思っておりますし、栗林議員さんからも同様の意見をいただいたというふうに考えております。しかし、これが現状ですぐというわけにはまいらないというふうに思っておりますし、私は決して講堂にこだわっているわけではございません。この劔南館を一つの場所として提案をさせていただきました。12月にまた見ていただきまして松山高等学校跡の講堂も研修と一緒にさせていただきました。しかし、現状でいろんな問題があるということであれば、議員の皆様ともまた話をさせていただいて、場所の変更等も考えたいというふうに思っております。私はここでないといけないということは一度も申し上げておりません。私の考えとして提案をさせていただきましたので、このことについては皆様方にもご理解をいただき、できるだけ早い機会にどこがいいかということ再度特別委員会の中で検討をしていただいたらというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 大西介護福祉課長。

○**介護福祉課長（大西潤）** 栗林議員さんのご質問にお答えいたします。まず幼稚園の正職員・臨時職員の関係でございますが、まず3つの幼稚園の教諭でございますが、20人おります。この20人中正職員は11名、臨時職員が9名となっております。そして4つの保育所の保育士58人おります。この58人中正職員が16人、臨時職員が42人あります。次に資格の関係でございますが、幼稚園・保育所の正職員・臨時職員合わせて78人おります。この78人中教諭保育士の両方の資格を持っている職員は63人、教諭のみが3人、保育士のみが2人でございます。今後の採用につきましては、幼稚園・保育所のどちらでも勤務できますよう両方の資格を持っている人を採用したいと係としては考えております。以上でよろしいでしょうか。以上で終わります。

○**議長（土居英昭）** 佐野教育長。

○**教育長（佐野弘明）** 栗林議員さんの再度ご質問にお答えさせていただきます。まず小中学生の携帯電話の所有、所持率ということでございました。全国や県との比較の関係もあろうかと思っておりますので、ちょっと統計の数字が古いんで申し訳ないんですが、一昨年12月の場合ですけれども、所持率、小学校町内が11.5%、これに対して愛媛県全体では12.6%、全国では31.3%。中学生の場合に町内が34.5%、愛媛県全体で35.9%、全国は57.6%と、こういった数値になってございます。なお、先日も再度町内だけ調査をした結果でございますが、小学校は12.8%、中学生が35.2%ということで、若干増加傾向にあるという状況でございます。それと、この持つておる状況でございますけれども、小中学校とも学年が上がるほど所持率が高いという状況がございますし、男子より女子の方が多という状況でございます。それから次に中学生が下校時にタバコを吸いながら出てきたといった事件についてご質問、ご指導いただきましたけれども、この件につきましては先日ご連絡いただきました際にただちに中学校の方へ連絡をいたしまして、当日急遽職員会議を開いて今後の巡回指導でありますとか、あるいは個別指導でありますとか、そういったことを徹底していくというふうなことで教師間で今後の対策も話し合っております。現在、中学校が把握しております喫煙しているであろうと思われる生徒につきましては、1年生2名、2年生2名、3年生9名という生徒を喫煙しているであろうということで把握をしておる状況でございます。こういった生徒につきましては全体とは別でまた個別指導も行なっておるということでございます。いずれにしましても朝晩あるいは登校時、あるいは下校時の教師による巡回指導、そして個別指導こういったことでなお徹底を図ってまいりたいということでございます。今後こういった情報等がございましたらぜひ、お寄せをいただいで関心を持って中学生を見守っていただいたらというふうに思っております。なお、できますれば、周辺の町民の皆様方、事業所の方々等にもご協力もお願いをしてまいりたいというふうに思っております。いろいろご迷惑をかけて申し訳ございませんけれども、中学生を温かく見守っていくという体制づくりについても努めてまいりたいと思っております。今後ともご指導いただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議長（土居英昭）** 8番、栗林政伸君。

○**8番（栗林政伸）** 幼保一元化にしますと、町長、子供もね、やっぱり私らも視察に行

きますと生き生きしております。ですから、その一元化にしておるところもね、すごく活気がみなぎっておるんですよ。それと、やはりその父兄同士も幼稚園と保育所であると父兄も遮断されるんですけど、友好の輪もできるという利点もありますので、私も先ほど申しましたように、できればあの一角をですね、少し待って、そして開発を考えていただいて、記念館一つをするのではなくて、年間を通して全国から来てくれるように発信できるものと考えていただくようお願いしたいと思います。全国的に見てもですね、最近有名なタレントの記念館が続々と閉館もしております。また、この近くでは4、5年前にできた伊丹十三記念館、ここも私はしょっちゅう通る度に駐車場見ますけど、車が停まっている時を見たことはございません。ですから、せっかく造るんですから、一過性にならないように、町長検討をしていただいたらと思います。それから教育長、答弁ありがとうございます。私も、教育長も見聞の広い人ですから、この件については愛媛新聞もいろいろ読んで、また2月の28日にも出ておりましたが、松山市のPTAの連合会がですね、群馬の子供セーフネットというんがあるらしんですけどその飯塚委員長を招いてですね、ネット保護者の知らない世界という題で公演をしたと報道しておりました。多分局長もお読みだろうと思うんですが、その飯塚先生はですね、親は携帯電話のネット機能をほぼ利用しないため、危険性の認識が低いと指摘しております。私らも当然、私は子供はもうおらん、孫が小さいのがおるんですけど、そういうゲームとかネットの利用なんか知らないんですが、そういう人がやっぱり父兄で多いんですよ。だからわからないと。危険なサイトにたどり着いて個人情報が出れたり、高額に請求された事例を紹介してですね、親子一緒にネットの危険性を認識すべきだと言っております。また、携帯電話の所持については、持たせない、電話機能のみと規制を作ってですね、ネット機能はなしにして、子供の要望に対し毅然とした姿勢で話し合うことが重要だと言われております。健全な子供の育成のために、ぜひ町条例を作っていただいたらと思います。また、先ほどの喫煙についても、法律でもきちんと20歳までは吸ったらいかんという法律もあります。また、隣におってですね、受煙するだけでも健康を害すると最近言われておりますので、特にまだ子供の体ができてないときに喫煙すると健康に害があると思います。ですから、教育長の方から学校に対してでもですね、毅然とした態度をとるように指導をしていただきたいと思います。以上で私の質問を終わりますが、答弁はいりません。

○議長（土居英昭） 栗林政伸君の質問を終わります。ここで暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（土居英昭） 再開します。一般質問を続けます。4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 議席4番、大平弘子でございます。よろしくお願いたします。2つ質問させていただきます。1つ目は砥部中学校新築について、地元木材の使用を、質問でございます。砥部中学校改築工事が25年度完成に向けて進んでおります。木材を使用すれば県から助成金があると聞いています。その土地、気候、風土に合った県産の木材、

旧広田村・砥部町の木材を使用することはいかがでしょうか。適材適所に地域の機能、魅力を発揮して、自然素材を最大限に生かす、そして安全性・快適性・耐久性に優れた校舎を造ってこそ子供たちの体も心も健やかに元気に育ち、またそれが向上心に繋がり、勉強にもスポーツにも強い意欲が起きると考えます。化学接着剤などの使用によるシックハウスなどにならない考えで、子供たちの健康管理が十分できる校舎にする事が一番と考えております。町長のご所見をお伺いいたします。

2つ目ですが、旧広田村高市保育所の撤去について。旧広田村高市保育所は建築から50年近く経ち、危険な状態です。周囲の金網も破れております。最近まで住んでいた方もおられました。今は空き家です。撤去の考えはないのか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 大平議員のご質問にお答えいたします。まず始めに、砥部中学校改築に地元の木材の使用をとのご質問であったかと思っております。私はですね、一応木造化や内装の木質化ということについてお答えをさせていただきたいと思っております。全体を木造でやるというのはちょっと無理があると思っておりますので、一応そういうことでのご答弁を申し上げますので、もし違っていたら後で再質問いただいたらと思っております。県においても、地域材の需要拡大を図るため、公共施設の木造化や内装の木質化などに対して助成を行っておりますので、今後、計画を煮詰めていく上で、内装の木質化などに、県産材や地元産の木材を可能な限り使用することや、地場産業である砥部焼を取り入れるなど、より良い中学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、旧広田村高市保育所の撤去についてのご質問ですが、この建物につきましては、平成22年度に解体するため、当初予算にその経費を計上しております。解体後の跡地につきましては、地元の方と協議しながら、地域のコミュニティ広場として有効に活用したいと考えています。以上で、大平議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 中学校の件ですが、やっぱり未来を背負う子供たちのためにも、自然素材を生かした地域の木材を最大限に利用する事に努力をしていただきたいと思います。

2つ目高市保育所の件ですが、あくまでも地域の住民の意見を参考にさせていただきたい、有効な活用をする事を考えていただきたいと思います。お願いします。地域の方々はおそこを自分達のクローケー場にお借りしたいという意見も出ておりますし、地域の意見を最大限に組み入れていただきたいと思いますと思っておりますが、町長はどのようなお考えでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの大平議員さんの再質問でございますが、私が答弁で申し上げましたように、地元の方と協議しながら地域のコミュニティー広場として有効に活用したいと考えていますということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土居英昭） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 高市は老人化しております。できますればお年よりの方の地域の方

の建物でも建てていただきたらと思いましたが、それも無理なので、結局あそこの広場は有効に使っていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。箱物は建てたら後の管理が大変ですので、それは申し上げませんのでよろしく願いいたします。以上で質問終わります。

○議長（土居英昭） 大平弘子君の一般質問を終わります。5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番西岡利昌です。2点町長にお尋ねをいたします。まず地元業者の育成について。地球温暖化による異常気象に伴い、大雨や突然起こる地震などで大規模災害が各地で発生をしています。もし、本町がそのような事態になれば、土砂災害などで道路の寸断等が考えられます。ここ近年の公共事業の削減・景気悪化の影響で全国的に建設業者が減少していますが、速やかな災害復旧のためにも各地に建設業者が散在し、存続することが大切だと思います。安全な暮らしができるまちづくりに地元業者は欠かせない存在だと考えますが町長のご所見をお伺いします。

続きまして、町並みの整備についてお伺いをいたします。本町には、2箇所大きな古い町並みがあります。大南商店街と原町の町並みです。その中で原町の町並みは、道幅は狭く、両側の町屋は古い街道沿いの商家の風を残し、町並みそのものに重厚さがあります。これは司馬遼太郎の一説であります。その町並みの一部分、約50mの場所には、水路もなく、道路と私有地の境界線もない所があり、また、一部分水路はあるけれど蓋がなく、安全面でも問題と思われる箇所があります。交通量の多い、この原町の町並みの整備が必要と考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 西岡議員のご質問にお答えします。始めに、地元業者の育成についてのご質問でございますが、この問題も今まで度々議会でも取り上げられております。現在、建設業界を取り巻く経営環境は厳しさを増し、町内建設業者においても、廃業や経営の多角化、あるいは業種転換に取り組まざるを得ない業者がいると聞いております。ご指摘のとおり、町内建設業者の皆様には本町の災害時復旧の応急対策である崩土取除き、倒木の撤去などで昼夜を問わず対応していただき、町民の安心と安全の確保に大きな役割を果たしていただいております。そのため災害時に協力していただいた業者には、地域貢献度を評価点数に加算して、指名業者の格付けに反映させ、受注機会の確保を図っております。今後もこの方針を継続したいと考えております。

次に、町並みの整備についてでございますが、西岡議員からのご質問を素直に聞いて素直に答えさせていただきます。また、もっと奥の深いところがあるんでしたら、再度ご質問いただきたいというふうに思います。ご指摘の地域は、原町の町道高尾田宮内線、いわゆる旧国道33号の沿線だと思われませんが、農業用水路や生活排水路の改修は、区長さんや水利組合長さんなどが主体となって行っています。町では補助制度を設けて、改修費用の一部を援助していますので、この制度をご利用していただきたいと思えます。また、町道と民地との境界線が不明瞭な箇所があるということでございますが、土地所有者から連絡があれば、職員が現地立会をして対応しております。この原町地区は、昭和46年に松山広域都市計画区域に決定され、用途規制、建ぺい率、容積率、道路後退等により、町

並み整備は概ね図られているというふうに思っております。以上で、西岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 1番の地元業者の育成についてでございますけれども、今まででも度々あったということでございますけれども、その貢献度を参考にして指名業者を選ばれるということですが、もう少し具体的に地元の業者が残っていける、やっっていけるというような考え方を、説明をしていただけたらと思います。

また町並みでございますけれども、地元の、地権者の方からそういうふうに言われれば、そういうふうに答えるということですが、やはりああいう場所でございますから、町の方からも積極的にやっていただいて、わずか50mぐらいですから、一つきちっと整備をしていただくような考えはあるのかなのか、もう1回この辺をお答えをお願いします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の再質問について答弁を申し上げます。地元の業者が残るような方法を考えられているのかどうかということですが、なんと申しましても支えていくというのは町では難しいと思います。民間としてやはりそれぞれの努力をしていただくというのが基本でございます。我々はできるだけ町から発注する事業を業者さんに、地元の業者さんをお願いをしたいという方向でまいっておりますので、そういう方法しか、補助金を出すとかそういうことは今現在考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、50m程度ということですが、場所の方については担当者が把握をいたしております。そういうことで、もしそちらの方の改修ということであれば、またその所有の方とご相談をされて、また私どもに申し付けていただければ、私どもが他人の土地を勝手にということにはまいりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土居英昭） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 個人の努力をせよということですが、それはもちろんしなくてはいけないと思いますが、業者、建設業はやはり地元の人を、指名をして入れる、まあ競争力が下がってあまり値段が下がらないようなこともあるかという問題はありますが、これはやはり役所の方がきちっとした予定価格の積算をされて、それに近い金額で落とされれば談合とかそういう問題はあまり関係ないなという感じはするんですけど、そういうきちっとした価格が設定されればそれに近い金額なら地元の人を優先してやっっていく。またこれは監理監督にもなるんですけど、そういうふうによっぱり地元の、役所の方がそういうことがきちっとできるような体制を考えていったらいいんではないかなと。特に今は安いものが奨励されると言うか、もてはやされるような感じが強くなっているんですけど、これではよっぱり、適正な価格というのをよっぱり尊重して、よっぱり地元の業者が存続してまたなんとかやっついて災害の時とか、少しでも税金でも足しにでもなるかなと、そういうことも配慮していただいて、とりあえず役所の方がきちっと予定価格を出すと。従来は100円で出来るものが130円ですよという

予定価格をしますから、それを談合をして128円とか7円で落札する、これはいけないんですけど、100円でできるものを100円ですという価格で、それで落札すれば別に談合しても問題はないのではないかという考えがあるんですけども、そこらへん、いやいや談合問題やけど、値段は別に適正な価格をしてくださいと、談合はもちろんいかんのですけどね。130万円というそういう価格を設定することが問題であって、いえ100円で出来る、きちっとした金額だったらそれはどう業者がされようがあまり関係ない、税金の無駄遣いにはならない、そういうふうに考えます。そこら辺考えていただいて、答弁はいりませんから、一つよろしく願いをいたします。以上で終わります。

○議長（土居英昭） 西岡利昌君の質問を終わります。2番、森永茂男君。

○2番（森永茂男） 2番森永茂男でございます。初めての質問でちょっとあがっておりますが、諸先輩のご理解をいただきまして質問をさせていただきます。私も議員になりました1年を過ぎまして、この1年間議会の勉強をさせていただいておる中で、この2点ほどちょっと気になることがございましたので、この2点について質問をさせていただいたと思います。まず1番目は入札についてでございますが、今広田地区に新しい建物、広田交流センターが整備されております。整備するのに多くのお金がかかるのはどうしても仕方ないことだと理解しております。その交流センターの建設が進んでおりますけど、建物は地元の業者さん、また電気設備、室内備品等は町外の業者さんが入札によって請け負っております。これで地元の業者さんはやはり砥部町で仕事をしていて、砥部町に籍がありますので、税金など砥部町に入ってくるわけです。しかし、町外の業者さんになりますと、仕事はしてくれますけど、税金とかそういうものは砥部町に入っていないのが実情だと思います。そこで入札において地元の業者の優遇措置を考えられてはどうでしょうか。多少金額が高くつくようなことになっても、町民の方は理解してくれるのではなからうかと私は考える次第でございます。そこで、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

続きまして、公用車のリースについてでございます。町の公用車は大分あると思いますが、それが何台あり、その内の何台がリースをしているのか。また、リースのメリットは何であるのか、町長のご所見をお伺いします。以上、よろしくお願ひします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 森永議員のご質問にお答えいたします。まず始めに、入札についてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、町内の業者さんについては今までの実績、災害援助、その他を付加して底上げをやらせていただいております。こうすることで町内の業者さんが客観的に他以上の入札に参加をできるようになっております。また、入札の際にもできればということで町内業者さんを優先的に指名しているところであります。しかし、入札というのは、一定のルールでの価格競争が必要であります。そういうことで、この原則を逃すということはありませんので、やはりある程度の業者数というものもいります。その中で他地区の業者が入られて、入札価格が安いということになりますと、そういう方に落札というのはできません。その辺もご理解をいただきたいと思ひます。先ほど言われました電気工事とか、冷暖房の工事とかいうのに関しましては、町内に業者数が非常に少ないということで、なかなか町内の業者だけで

するということではできませんので、どうしても他地区を入れなければ入札自体が成り立たないということで、ご理解をいただきたいと思います。しかし、できれば町内の業者という気持ちは持っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、カーリースについてのご質問でございますが、現在、町が所有している公用車は78台あります。その内、リース契約している車は5台でございます。平成22年度には、広田支所にある2台についてリース契約にて更新するように計画をしております。次にリース契約のメリットでございますが、車検、定期点検、一般修理などの維持管理業務について町の負担が軽減されるほか、管理面において、今まで行き届かなかった部分を、町に代わってリース会社が適正に行いますので、公用車の安全な運行が図られると思っております。公用車は運転する人も多数に上りますので、そういうチェック機能も含めて、リースの方がいいのではないかというふうに考えております。以上で森永議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（土居英昭） 2番、森永茂男君。

○2番（森永茂男） 入札の件についてでございますが、入札をした金額の内、地元の業者さん、砥部町の業者がどのぐらいな金額を占めるのか、それをお知らせ願ったらと思います。

リースについてでございますが、リースは確かに経費で落とせるというメリットもございますし、町長さんが言われるチェック機能等についてもそちらの方が便利という実情もございますけれども、実際今の車は壊れない、タイヤもなかなかパンクしないという現実問題がございますして、それで公用車で買うとなると車の単価が安く入るといふ現実問題を考えますと、砥部町の出ていくお金はリースの方がどうしても高くなるのではなかろうかと思っておりますが、そこら辺はどうなのか、お知らせをいただいたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただいまの再質問でございますが、入札の結果についてはホームページで発表しておりますので、それを見ていただいたらと思います。砥部町の業者さんも入っている入札、そしてすべての入札について公表をしておりますので、その辺を見ていただきたいと思います。それから、リースの方が高いのではないかということのご指摘をいただきました。本年度21年度に初めてリースをやってみようということで5台の車を入れさせていただきました。その入れた要因と言いますのは、先ほども申し上げましたように管理の問題でございます。それともう一つは公用車でございますので、職員が多くいろんな人が乗りますので、そういうことからいって、とりあえずこの5台をやってみようということで始めました。それと金額については、定期点検6カ月点検、12カ月点検も全部含めて入りますので、金額的にもほとんど変わらないというふうに試算をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土居英昭） 2番、森永茂男君。

○2番（森永茂男） ご回答ありがとうございます。私も先ほどの西岡議員さんではございませんが、やはり地元業者をやはり育てていくのも大事な役目だと思いますので、なる



べく地元の業者さんが残れるような算段を考えてこれからもしていただけたらとおもいますので、よろしく申し上げます。これで私の質問は終わります。

○議長（土居英昭） 森永茂男君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分です。

午前11時33分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（土居英昭） 再開します。一般質問を続けます。13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 13番中村でございます。私は次の2点について質問をいたします。まず第一に、派遣条例の制定についてであります。砥部町における町職員の国際ボランティア活動への参加に際して、期間中の職員の身分を継続したまま派遣される、いわゆる現職参加制度の条例制度について質問をいたします。言うまでもなく世界の開発途上国では、爆発的な人口増とこれに伴う食糧やエネルギー問題、都市問題、環境問題など解決すべき多くの問題を抱えております。このような課題を解決していくためには、世界各国が長期的な視野に立ち、協調し合いながら問題解決に取り組んでいくことがますます重要になっています。こうした中、わが国においては、これらの開発途上国に対する協力、相互理解の重要性を認識して経済援助をはじめ、様々な技術協力を行っており、昭和40年には政府事業として青年海外協力隊が発足しました。これらの事業は20歳から30歳までの青年で、かつ自分の技術や技能、経験を生かしてみたいという強い意欲を持つ青年を、開発途上国に派遣し、現地の人々と同じ言葉を話し、共に生活し、共に働きながら開発途上国の国づくり、人づくりに貢献していくものであります。このような派遣隊員の情熱が生み出した成果は、受け入れた国からも高い評価を頂き、新たな隊員派遣の要請も年々増加していっております。現在までに隊員として農林水産、土木建築、保健衛生、教育文化、そしてスポーツなど7部門120を超える職種で、昨年8月末現在で世界78カ国に女性14,081名を含め約32,209名の青年たちが派遣されております。砥部町からも約15名の方が参加されており、最近では2006年3月から2年間、エジプトに陶磁器指導に男性の方が、また2007年から2年間モザンビークに美術指導に派遣されております。昨年青年海外協力隊を支援しているメンバーの友人と懇談する機会がありました。青年海外協力隊などの国際ボランティア活動の現状、課題、そして国際感覚を身につけた若者の育成などについてお話を伺いました。特に感じた事は「自分の情熱を開発途上国において燃焼させたい、そして自分の可能性を試してみたい」と多くの青年達が思いながらも、わが国の雇用制度、社会慣行面での障害がまだまだ多く、2年4カ月もの長期休職は極めて困難な状況である事でした。また、退職して参加するとしても、帰国後の再就職に対する不安などにより、難しい選考試験に合格しながらも参加を断念する青年達が数多くおり、これが参加の大きな障害となっているとのことでありました。昭和62年に地方公務員の派遣法とも言うべき外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律が制定され、地方公共団体の職員の現職参加が確立されました。その後、

全都道府県及び約300の区や市町村でこの法に基づき派遣条例が整備されており、県内では20市町の内、11市すべてで、また県内9町の内、松前町、上島町、久万高原町で既に制定されております。本町の職員が青年海外協力隊などの国際ボランティアの一員として参加し、開発途上国での貴重な体験や、国際感覚を育み、帰国後再び町職員としてそれぞれの分野で地域活性化、地域振興に従事することができれば、本町の発展に大変重要な役割を果たしていただけるものと確信いたします。これは私ども町民にとって、この上ない喜びであると思います。更に、町民に国際協力の重要性の認識を深めていただくために、町内の民間企業でこういった現職参加制度の導入を促進し、また本町の若者が尊き志を抱き、力一杯活動できる環境を作るためにまず行政が率先してこの派遣条例を制定すべきであると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目といたしまして、危険な交差点に信号機の設置をであります。県道伊予川内線の内、パルティフジ砥部より伊予方面に約700mの所に小さな交差点があります。重光156-1番地、アーススイートホーム角を右折すると赤坂泉に通じる周辺には多くの工場やマンションが建ち並んでおります。また、左折すれば重光・八倉地区に抜ける道路周辺にも最近多くの住宅が増えております。33号線拾町交差点に高架橋が完成し、交差点での混雑が多少緩和されたましたが、反面伊予川内線の車の量はますます多くなった傾向にあります。伊予川内線は片側1車線対面通行のために、信号停止のたびに長い車の列が連なっています。特に朝夕ラッシュの時、拾町交差点から赤坂泉方面に右折するすべてのドライバーは大変苦勞しております。また、1車線のために右折車の後続の車は追い越しができないために長時間待たされ長蛇の列となってドライバーはイライラが募っている毎日です。ラッシュアワー時以外でも同じような事が一日中続いております。同交差点をテスト的に赤坂泉に横断したが、両方からの車が切れ目なく流れているために、何分も待たなくてはなりません。片方の車の切れ目を見て渡ろうとしてもまた反対の車が進行してきて大変危険であります。従って通常の信号機設置ではなお渋滞がひどくなるために、押しボタン式信号機の設置が必要であると思います。同交差点付近の住民の方が朝出勤するためには、本線に入るのに長時間待たないと入れなくて、毎朝苦勞をしているので、押しボタン式信号機をぜひ設置して欲しいとの強い要望を受けております。毎回きわどい割り込み運転などして、いつ事故が起きても不思議ではない毎日が続いております。事故未然防止のためにも、ぜひ信号機を設置すべきであると思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 中村議員のご質問にお答えします。始めに、派遣条例の制定についてのご質問ですが、これからの公務員に望まれる資質の一つに、国際性ということが強調されるようになってきました。先般のロンドン展にみるように、砥部焼も海外に進出する時代となり、本町職員においても、海外に目を向ける必要があると思います。そういった意味において、青年海外協力隊などの国際ボランティア活動に参加して国際感覚を備えることは、今後の地方自治を考える上において、大変重要なことだと思っております。そのためには、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する

法律に基づく条例を制定して、職員が参加しやすい環境を整える必要がございますので、県内自治体の状況等を参考にして、早期に派遣条例を制定したいと思います。

次に、危険な交差点に信号機の設置をというご質問ですが、信号機の設置は、警察の所管となります。ご質問の場所については、20年4月に町から松山南警察署に点滅信号機の設置を文書でお願いし、松山南警察署から県公安委員会まで要望が届いております。しかし、残念ながら県も緊縮財政のためか、新規設置は難しいようです。またご要望の場所は点滅信号であり、優先順位がかなり低い状況です。今後も要望を続けていきたいと思っております。以上で、中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） さっそく派遣条例の制定について前向きなご答弁いただきましてありがとうございます。特にこれからの若い人たちが前向きな姿勢で自分の力を海外で試してみようとそういう意欲のある人がどんどん砥部町に、町職員としても採用され、意欲のある人を育てることが町の活性化に十分つながっていくのではないかとこのように思います。海外派遣隊ではありませんけれども、特に有名な砥部町出身の、カンボジアで活躍されている高山さんって方ですね、よくテレビ等出ております。カンボジアで地雷の除去、または井戸掘り、最近では焼酎を作ってますね、カンボジアに貢献されているという新聞も載っておりました。本当に素晴らしい海外での体験をされている、砥部町においても誇れる人ではないかとこのように思いますので、砥部町もそういう意欲ある人をですね、採用してどんどん若い人たちが前向きに海外で自分の力を試すようなそういう場を提供していくためにもですね、急いで早急にそういう制定条例を作っていただきたいとこのように思います。次の信号機の件でございますけども、特にですね、最近南予方面からの大型トラックがですね、松山市内を信号が多いので迂回してですね、全部伊予川内線通って11号線に出ていく。段々段々とこれからも台数が増えていきます。過去には交通事故も発生しておりました。これもね、本当に地域の住民からいうと毎日が切実な思いであると思うんですね。従いまして、町としても何回も何回もですね、アタックしていただいて、町民のためになるそういう施策をしていただきたいと思っております。一辺言うたからもうしょうがない、してくれんのは駄目だと、そういうんじゃなしに、今後強くですね、訴えていってやっぱりできたときの町民の喜びは大変大きいものがあると思っております。ちょうどあそこの角の商店にちょっと立ち寄りしましたところ、もうぜひやっていただきたいといった強い要望を受けました。そういうことで、これからも絶えず町としても取り上げていただいて、どんどん設置できる方向でやっていただきたいと思っております。普通の信号であれば大変時間もかかり、経費もかかると思うんですけど、押しボタン式なら簡単というか、安価な予算でできるように思いますので、やっぱり情熱が相手を動かすのではないかとこのように思いますので、どうかこれでいいということはないに、もう絶えず訴えていっていただきたいとこのように思います。そういうことで、私の質問は以上で終わりたいと思っております。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（土居英昭） 中村茂君の質問を終わります。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番佐々木隆雄でございます。私は2点質問をさせていただきます。

と思います。1点目は下水道事業の関連でございます。下水道の一部供用開始が、あと1年ありますが、近づいてまいりました。昨年の末から秋にかけてすでに説明会が実施され、参加者にも資料配布や戸別訪問などで受益者負担金、あるいは使用料金の案ですが、このようなものが提示され、麻生小学校の認可区域内の住民に対しては説明がされてきていると思われまゝ。しかし、今回の対象者以外には定かではないんですが以前に広報とべで下水道計画区域図、及び全体計画概要、第1期事業計画概要、このようなものが掲載はされております。しかし、借入金だとか、その辺の返済計画、併せて料金設定のための具体的数値など、そのようなものについては町民にまだ公開されておられません。もちろんこの受益者負担金が、使用料金そのものが決まっておられませんので、なかなか出せないよというふうな反論もあろうかとは思いますが、ある程度こう概算でこのような数字になるんだというふうなものは提示できるんじゃないでしょうか。先日、町民からそのようなことで、一体お金がどの位かかるのかわからない、子や孫の代までつけが回ってくるのは大変だと、今後の進め方なども含めてちょっと判断したいんだけど、そのためにはそういう判断材料がないじゃないかと、いうふうなことで、そういう判断材料をぜひ公開してほしいというふうな電話が私のところに入ってまいりました。そういうことで、この町民の質問に対する回答といたしますか、町長のご所見をお伺いしたい、これが1点目でございます。

2点目は、後期高齢者医療保険制度に関することでございます。後期高齢者医療制度について、民主党は野党の時代にはすぐに廃止、そのように言っておりましたが、政権交代した後は4年後に先送りをしてしまいました。廃止を先送りする代わりに、選挙後約束しておりました保険料の負担軽減策、これもまだ実行していません。この後期高齢者医療制度の保険料は今年の4月に改定されます。この制度は高齢者の人口と医療給付費の増加というこの2つの要因で保険料が青天井に上がる、そういうしくみです。他の医療保険でも医療費増が保険料の値上げに影響してきますが、人口が増えるということで値上げになるというのは75歳という年齢で区切って囲い込む後期高齢者医療制度だけです。高齢化が進む中、保険料値上げは必至で、厚生省は昨年の11月時点で13.8%値上げ、そのような見通しだとしております。長妻厚生労働大臣は昨年の臨時国会で75歳以上の病院に行く頻度の高い方だけを区切った制度であるので、保険料が急上昇する、そのように認めております。保険料上昇の負担を少しでも抑制していく措置を、約束をいたしました。制度の即時廃止を日本共産党の小池昭参議院議員が求めましたが、新制度に移行する前の段階で今の後期高齢者医療制度の抱える問題を極力解消していく、このように答弁もしております。ところが、国の来年度予算には、国として保険料値上げを抑える、そのような予算はついておりません。広域連合の財政収支の剰余金の活用や財政安定化基金の取崩しなど、広域連合の自助努力で値上げに対応させよう、そのような方針も持っておるようでございます。ご承知のとおり、この砥部町議会は2008年12月の定例会で後期高齢者医療制度廃止要求の意見書提出を決議し、多くの町民からの支持を受けました。このような議会の決議を受け、県の広域連合に対し、この制度の一刻も早い廃止、今日の町長の最初の話の中には、まだ続きそうだというふうなことも述べられておりましたが、廃止が難しい側面はあろうかと思っております。緊急措置として保険料の引き下げ、これを広域連合に求

めることも必要ではないかというふうにも考えます。さらには、町で独自に、先ほど申しましたように、愛媛県で初めて、しかも愛媛県では他の市町村では決議あげておりませんが、先頭に立った砥部町として、独自に保険料の引き下げ、そのようなことも考えられるのではなかろうかと、いうふうに思います。そのようなことで、町長のご所見をお伺いしたいと、このように思います。以上2点でございます。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 佐々木議員のご質問にお答えします。まず始めに、下水道事業の費用とその返済計画、料金算出などの具体的な数値の公開をというご質問をいただきました。公共下水道事業の事業費や公債費等の収支計画につきましては、平成18年6月に策定いたしました町財政健全化計画において作成しており、町のホームページで公表をしております。しかし、既にご説明をさせていただいておりますとおり、公共下水道事業につきましては、平成23年4月から従来の官庁会計方式から、公営企業法の財務規定を適用した企業会計方式に変更しますので、平成22年度中に新たな収支計画を作成し、経営計画や使用料等につきましてより詳しく説明を加えた上、広報紙や町のホームページで、住民の皆様にお知らせいたしたいと考えております。

次に、後期高齢者医療保険料の引き下げをというご質問ですが、現在の後期高齢者医療制度は、ご存知の通り平成24年度末で廃止する方針となっております。国が新たな制度の創設を検討しているところでありますので、制度施行に向けて、その動向を注視してまいりたいと考えております。ご心配されている保険料につきましては、2年おきに見直しが行われるため、被保険者の方々に新たな負担を強いることがないように、愛媛県後期高齢者医療広域連合に対し要望を行なっておりました。2月に行われました広域連合議会におきまして、平成22年度及び23年度の保険料については、剰余金や財政安定化基金の活用を図ることで、平均保険料を前年度並みに据え置くことが議決されました。従いまして、砥部町単独の保険料の引き下げは、現在のところ考えておりません。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） ご存知の方もおいでるかと思いますが、砥部町の公共下水道始まりますということで、数年前に作られて、ただこれ全体には配られてない資料だと思います。その中に先ほど私が言いましたように、下水道計画区域図という砥部町内の地図があって、全体計画概要ということで、例えば面積447ha、計画区域内人口2万3,100人、事業期間が平成17年度から平成46年度、概算事業規模、事業費が236億円、国庫補助102億円、起債122億円、町費12億円。あと第1期計画概要というのが現在のところなんです、そちらの数字も出されております。それで私がさっき言いましたのはこういうお金がかかるというのは言って、町民には伝わっているということでございますが、例えばその起債122億円というふうにありますね。そうするとこれようするに借金ですから、やっぱりこれは返さないといけないと、そうすると普通の家庭で考えれば自分のところ、例えばいろんなこうローンを組んでもちゃんと返済計画があつて自分なりに我が家の家計がこうだというふうに判断するわけなんです、残念ながらそういう判断が

やっぱり町民の方はですね、この事業で一体私らの個人的な負担になるのは、1家庭なりの負担がどれぐらいになるのかっていうんであれば、十分にわからないというふうなことから、やっぱり心配されて私のところに電話がかかってきたということでもあります。それから町長が先ほどホームページでの公開というふうなことも言われましたが、電話いただいた方はやはり高齢の方で、どうしてもこのホームページを見ていただけるような環境にある方ではありませんので、そういうのは広報なりで出てこないとなかなかそういうのが理解いただけないというふうなこともあるかと思えます。そういうふうなことで、今後の会計方式が変わるといってきっちり出るといふふうなことで、その辺がちゃんと住民の方がわかりやすくそれぞれ判断ができるというふうな中身のものを提示していただくように、これは強く要請しておきたいというふうに思います。それともう一つは、これは多分シミュレーションなりはしておられるかと思うんですが、例えばさっき言いましたその122億円の返済計画で、接続率が、ベストは100%なんですが仮に100%、この間の町のいろんな説明会でも当初は70%でスタートとうふうなこともありましたが、じゃあ70%ぐらいのところから始まって、返済何年で大雑把にこれぐらいになりますよというふうな、というものがあるんであれば、提示をしていただきたいなというふうに思います。それから、関連することなんで一つ質問をしておきたいんですが、予期しない事態が発生したというふうな場合の事についてお聞きしたいと思います。2月1日の産業建設委員会で浄化センターの受け取りに行きましたが、その際壁面からの漏水等があって、当委員会、その産業建設委員会では受け取りがたいというふうなことで、下水道特別委員会にその判断を委ねることになった経過でございます。そしてそれを受けて2月の19日、3月2日と特別委員会を開催して、漏水の原因だとか今後の対策についての報告も聞きましたが、まだ最終結論に至っていないというふうなことで、現在工事の進行がストップした状態になっております。このような事態に至ったことに関して、施行管理責任、発注責任も含めてそういう責任の所在を明らかにするようなこと、それから更には工期がひょっとして延びるかもしれないということも懸念されるわけなんです、それに伴って費用負担がどうなるんか、というふうなこともについてもやっぱりクローズアップされてくると思います。その辺について町長がどうお考えなのか、これもお聞きしたいというふうに思います。

後期高齢者医療制度の点につきましては、なお一層、県の広域連合のところ、砥部町の意見も強く申し入れいただくことも含めて、より早く全体が前倒しで進むぐらいな、そういうお気持ちで望んでいただくことを要請したいというふうに思います。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただいま佐々木議員の方から再質問を頂きました。先ほども申し上げましたように、ホームページで公表しているのではわからないからというご意見も当然わかりますので、もしあれでしたら佐々木議員の方へ直接お渡ししますんで、またその方にもご説明いただいたらと思います。なおもう一年もするとですね、新しい制度、さっきも申しましたように、これは皆さん方からもご要望があり、私もやはり企業会計方式で皆さんにきちっと提示するのがいいというふうに考えておりますので、この方向でやり

たいというふうに思っておりますので、今しばらくのご猶予を頂きたいというふうに思います。それから先般の雨漏りの事故についてでございますが、私どもが素人的に考えたものとそして業者さんが考えたもの、いろんなところに若干の食い違いがあるようです。それともう一つは、我々も不測の事故というのはいろいろなものにおいていつ起こるかわからないから不測の事故だというふうに考えております。しかし、その不測の事故が起きた場合にどのように対応をしてきちっと正常な形にするか、これが大切ではないかと思えます。そういうことで、議員の皆様方も専門的な方も呼んでいただいたようでございますし、その方向に沿ってきちっと正常な状態での引渡しをお願いしたいというふうに考えております。何事も全部が100%いっぺんでできるというのは、私はなかなか難しいなど、理想的には当然そういうことでございますが、そのことに対する発注責任をどうのこうのと問われるのは少し早すぎるんじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） シミュレーションの数値は担当課長の方はお持ちではないんでしょうか。もしお持ちでしたらちょっと、概数でいいんですが教えていただければと思います。それから私は町長の責任をとるつもりではなかったんですけど、考え方としてですね、やっぱりあの説明会で漏水の原因なり対策なりについて事業団の報告と私ども・・

○議長（土居英昭） 佐々木議員、それは通告のことではございませんので、一般質問を先にやってください。その件に対しては通告とは違いますのでご遠慮いただきたいと思えます。

○1番（佐々木隆雄） そういうことですか、はい。関連ということでもいけないということですか。はい。わかりました。じゃあ、東岡課長お願いします。

○議長（土居英昭） 東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。使用料の算定につきましては、一応供用開始から10年間を財政期間として捉えております。その10年間に毎年流入する、有収水量、いわゆる下水道使用いただく料金の水量で毎年の単価を起こしております。で、まず維持管理費につきましては、過去10年間で8億3,800万円を見込んでおります。そして使用料対象資本といいましていわゆる起債償還費、これの50%が6億4,800万円を見込んでおります。で、これを合わせますと使用料対象経費といいましてのが約14億8,700万円となっております。これを、接続人口を予測いたしておりますが、まず供用最初の年が30%、その次の年が25%、その次が15%ということで、約3年間で70%、10年間で100%になるということで接続人口を見込んでおります。それを先ほど申し上げました有収水量で使用料対象資本費を割りますと、1トンあたりの単価を出しておるということでございまして、これは国の方が言っておりますのは150円以上使用料を取りなさいということで、今回この汚水処理原価を出しますと264円というふうなことで、下水道審議会では154円以上264円の間で料金を徴収することが適当であるというふうな答申が来まして、町の案といたしましては200円とさせていただいておる訳でございます。以上でございます。

○議長（土居英昭） 佐々木隆雄君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1 時 4 5 分 散会



平成22年第1回定例会（第2日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                             | 平成22年3月5日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 開 会                               | 平成22年3月5日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 応招議員                              | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の16名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 欠席議員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      中村 剛志                      副町長                      佐川 秀紀<br>教 育 長                      佐野 弘明                      総務課長                      原田 公夫<br>企画財政課長                      松下 行吉                      戸籍税務課長                      武智 充吉<br>会計管理者                      松村 昇二                      教育委員会事務局長                      藤田 正純<br>介護福祉課長                      大西 潤                      保険健康課長                      日浦 昭二<br>産業建設課長                      相田由紀夫                      生活環境課長                      東岡 秀樹 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 傍聴者                               | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |

平成22年第1回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 議案第 6号 砥部町道路線の認定について
- 日程第2 議案第 7号 伊予消防等事務組合理約の一部変更について
- 日程第3 議案第 8号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 9号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 砥部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃止について
- 日程第9 議案第14号 砥部町教科書選定委員会条例の廃止について
- 日程第10 議案第15号 砥部町有建設機械条例の廃止について
- 日程第11 議案第16号 平成21年度砥部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第17号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第18号 平成21年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）

- 日程第14 議案第19号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第15 議案第20号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第21号 平成21年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第22号 平成21年度砥部町奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第23号 平成21年度砥部町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第24号 平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第25号 平成21年度砥部町水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第21 議案第26号 平成22年度砥部町一般会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 平成22年度砥部町老人保健特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 平成22年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第31号 平成22年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第27 議案第32号 平成22年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 平成22年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第30 議案第35号 平成22年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第31 議案第36号 平成22年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第32 議案第37号 平成22年度砥部町水道事業会計予算

追加日程第1 議案第38号 衛星インターネット接続機器購入契約の締結について

・散 会

平成22年第1回砥部町議会定例会

平成22年3月5日（金）

午前9時30分開会

○議長（土居英昭） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第6号 砥部町道路線の認定について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第1議案第6号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） それでは議案第6号についてご説明申し上げます。砥部町道路線の認定についてでございます。次のとおり砥部町道の路線を認定することについて道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。今回の認定する路線でございますが、下の方に一覧表がございます。前田線他19路線でございます。次のページをお願いします。この20路線の提案理由でございますが、都市計画区域内で過去に開発等により新設され、砥部町に寄付された道路について管理区分を明確にするため町道に認定するものでございます。その詳細につきましては次のページのA3判の3ページ目をお願いします。これは都市計画区域内の20箇所でございます。その次のページに詳細図が載っておりますので、ご覧になっていただけたらと思います。お目通しいただくことでよろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第2 議案第7号 伊予消防等事務組合理約の一部変更について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第2議案第7号伊予消防等事務組合理約の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第7号伊予消防等事務組合理約の一部変更について。伊予消防等事務組合理約の一部を変更する必要が生じたため、次のように変更する。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、災害発生時における迅速な対応に資するため、伊予消防等事務組合理約に定める正副組合長の選任方法を変更したので、地方自治法第290条の規定により提案するものである。内容でございますが、現在は3市町の合議制で組合長を決めるようになっておりますが、今回の変更につきましては、あて職という形で組合長は伊予市長を、副組合長は松前町長及び砥部町長をもって充てるというふうな内容でございます。附則、この規約は愛媛県知事の許可のあった日から施行する。以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第7号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第7号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第3 議案第8号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第3議案第8号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第8号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、障害程度認定審査会委員は、審査会における障害程度区分及び支給要否決定に関する審査判定業務の審査件数等により、砥部焼伝統産業会館館長については、任用、勤務条件等の見直しにより報酬の額を改めるため提案するものでございます。内容としましては、別表中障害程度認定審査会委員、日額1万8,000円を1万円に。砥部焼伝統産業会館長の月額25万円を20万円に改めるものでございます。附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第4 議案第9号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

##### （説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第4議案第9号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第9号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた愛媛県人事委員会の勧告に鑑み、時間外勤務手当の支給割合の改定及び時間外勤務代休時間の新設を行なう等の必要があるため提案するものでございます。内容としましては、まず2条立てになっておりまして、第1条で砥部町職員の給与に関する条例の一部改正、第2条におきまして、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行なう内容となっております。第1条につきましては、第13条に次の4項を加えること。第13条と申しますのは、時間外勤務手当の内容でございます。書かれております内容を要約しますと、1カ月間で60時間を超える時間外勤務をした場合に、60時間を超えた部分について割増の時間外手当を支給するという内容でございます。それに代わるものとして、時間外で割増になった部分について時間外勤務代休時間という制度を創設して、支給に代わる部分で時間外勤務代休時間というのを与えるという内容でございます。割増につきましては、平日でございますと現在100分の125支給しておりますが、それが100分の150、100分の25上がると。土曜日につきましては、100分の135でしたが、100分の150ということで100分の15。深夜につきましては、100分の150であったのが100分の175になるという内容でございます。5項につきましては、それで時間外勤務代休時間を与えられた場合には、勤務しなくてもよいと。6項におきましては時間外勤務代休時間を与えられた場合は、割増の賃金は支給しませんという内容でございます。2枚目の方で7項にいきますとそれと同じ内容でございますが、短時間勤務職員の事が書かれております。その下第17条中というところからの部分ですが、これに、17条というのは勤務1時間当たりの給与額の算出方法でございます。現在年間の給与を勤務時間で割っておりますが、その中には年末年始、祭日等の日も含まれております。労働基準法でそういったものを減じて計算せよというようなことでございますので、その方法に合わすというものでございます。第2条としまして砥部町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正で、8条の2の次に次の1条

を加えるということで、第8条の3というのが追加になっております。内容としましては先ほど言いましたように60時間を超えた場合に割増の支給をするというものに代わる措置として、割増を支給しない場合には時間外勤務代休時間というので対応するというものを併記しております。で、その2項につきましてはそれを与えられた場合にはその時間に勤務する事は要しないと。それ以降の、10条以下につきましては8条の3で読み替え規定が出てきた部分についてそれ以降の項目については読み替え規定の用語に変えるという部分と、8条の3の追加項目を追加したというような内容でございます。附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第5 議案第10号 砥部町特別会計条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第5議案第10号砥部町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第10号砥部町特別会計条例の一部改正について。砥部町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、奨学資金特別会計及び土地取得特別会計を廃止するため提案するものでございます。条例の改正につきましては、この特別会計条例から奨学資金特別会計と土地取得特別会計を削除するものでございます。と同時に附則の方で附則2項に書かれておりますが、奨学基金条例を改正し、基金の額を現状に合わせて3,070万円とする。奨学基金から生じる利益を、収益を一般から基金に積み上げることとするものでございます。また、附則の第3項で土地開発基金条例を改正し、基金から生じる利息など収益を一般会計から基金に積み上げる事としております。施行期日ですが平成22年4月1日から施行することとしております。なお、この特別会計の廃止につきましては、まず奨学基金につきましてはこの貸付制度自体は従来通り残って、奨学基金、定額基金の方で運用いたします。土地開発基金につきましては公共下水道の処理場用地を22年度で公共下水道特別会計の方に売り渡しを終えましたので、廃止するものでございます。以上で議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第6 議案第11号 砥部町介護保険条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第6議案第11号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西介護福祉課長。

○介護福祉課長（大西潤） 議案第11号砥部町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものであります。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由をご覧ください。提案理由につきましては、介護保険法の改正により引用する条項を改正する必要が生じたので提案をするものであります。次のページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、介護保険法から引用している介護予防事業など地域支援事業関係の条項第何条、第何項のことです。これの繰り下げがなされたため、条項の改正を行なうもので、条文の改正ではありません。新旧対照表の太字の部分をご覧ください。第3条の2、第1項から第6項までの115条の38が115条の44に繰り下がるため、改正するものでございます。前のページへお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第11号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第11号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

日程第7 議案第12号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の  
一部改正について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(土居英昭) 日程第7議案第12号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡生活環境課長。

○生活環境課長(東岡秀樹) 議案第12号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、一般廃棄物の適正処理費用の確保及び受益と負担の公平確保の観点から廃棄物処理手数料を見直すために提案をさせていただくものでございます。改正点でございますが、100kgを超えるごみを処分する場合には、100kg単位で処理手数料が940円の加算が定められておりますが、家庭系廃棄物についてのみ20kg単位に処理手数料を改めるものでございます。次のページの新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表の別表第1を改正するものでございまして、種別(3)一般廃棄物を町長の指定する施設へ搬入する時の現行手数料、100kgを超える場合でございますが、100kgを増すごとに940円を加えるとなっておりますが、改正案では加えるの次に、ただし、家庭系廃棄物は20kg増すごとに188円を加え、10円未満を切り捨てるとし、下の備考2の最後に、ただし家庭系廃棄物は20kg未満の端数があるときはその端数量を20kgとして計算する、を加えるものでございます。今回の改正によりまして、家庭系廃棄物につきましては100kg以上の場合には負担軽減がなされるものでございます。前のページの附則をご覧ください。施行期日でございますが、平成22年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第12号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって議案第12号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

日程第8 議案第13号 砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃止について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(土居英昭) 日程第8議案第13号砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃

止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第13号砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃止について。砥部町地域活性化・生活対策基金条例を廃止する条例を次のように定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、この基金の事業が終了したため提案するものでございます。施行期日につきましては附則にございますが、平成22年4月1日から施行するものでございます。なお、この基金の性格でございますが、この基金は平成20年度の国の二次補正で交付のあった地域活性化・生活対策臨時交付金の一部を21年度の事業に充当するため設けたものでございまして、当初から21年度限りで使い切ることを予定しておったものでございます。以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第13号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第13号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第9 議案第14号 砥部町教科書選定委員会条例の廃止について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第9議案第14号砥部町教科書選定委員会条例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第14号砥部町教科書選定委員会条例の廃止について。砥部町教科書選定委員会条例を廃止する条例を次のように定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。今回の教科書選定委員会条例の廃止でございますが、提案理由といたしまして、これまでの教科書選定につきましては、伊予市、松前町、砥部町の各市町の教科書選定委員会におきまして、教科書の調査研究及び教科書選定を行なっておりました。さらに、伊予市、松前町、砥部町の1市2町で共同採択を行なうために、伊予地区教科書図書選択協議会においても教科書の調査研究及び教科書選定を行なっておりました。この重複する作業を行なっておりましたことに対しまして、愛媛県教育委員会より改善を求める指導がございましたので、1市2町で協議した結果、伊予地区教科用図書採択委員会、仮称でございますが、ここにおいてのみ調査研究及び教科書選定を行ない、各市町の教科書選定委員会は廃止することとなったため、条例の廃止を提案するものでございます。附則、施行期日でございますが、平成22年4月1日から施行する。2項で砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように

改正するというので、別表にございます教科書選定委員の1日報酬6,000円という項目がございますが、これを削るものでございます。以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） 全然発言がないようでは寂しいので、ちょっとお尋ねしたいと思います。この教科書選定委員会、砥部町の教科書選定委員会は何名で開催されていたのか。それと仮称でしょうかね、伊予地区のこの教科書選定委員会は新しくできた場合に、何名程度でされるのか、その辺をお伺いします。

○議長（土居英昭） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。砥部町の教科書選定委員会でございますが、これにつきましては15名以内ということでございまして、組織をしております。教科書の改訂というのが4年に1回ということでございますので、前回行なわれました中学校の場合はこの15名以内のうち7名を選定委員として選んでおります。次に伊予地区で今回新たに委員会を立ち上げる予定でございますが、このメンバーにつきましては13名を予定いたしておりました。構成としまして、各市町の教育長が1名ずつ、委員会の教育委員さんの代表者が1名ずつということでございます。各市町の校長代表が各1名、保護者代表が各1名、学識経験者という内訳となっております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） この1市2町、伊予市、松前町、砥部町、ずっともう使ってる教科書というのは同じものなんでしょうか。それと過去に遡って、例えば違ってたとかというようなことがあったのであればそういうこともちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（土居英昭） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。伊予地区で決めた教科書につきましては同じものを使用いたしておりました。最終的には市町の教育委員会に決定権がございますが、伊予地区で共同採択ということで同じものを使っておりました。それ以前につきましては、中予管内で選定を行なっておりましたので、中予で同じ物を使っておったという状況でございます。以上でございます。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第14号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

日程第10 議案第15号 砥部町有建設機械条例の廃止について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(土居英昭) 日程第10議案第15号砥部町有建設機械条例の廃止について提案理由の説明を求めます。相田産業建設課長。

○産業建設課長(相田由紀夫) それでは議案第15号についてご説明申し上げます。砥部町有建設機械条例を廃止する条例についてでございます。砥部町有建設機械条例を廃止する条例を次のように定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。砥部町有建設機械条例を廃止するものでございまして、その提案理由でございますが、町内の産業、経済及び交通等の振興に寄与するという当初の目的をほぼ達成したため提案するものでございます。この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。資料をちょっとお付けさせていただいたんで見ていただいたらと思います。その下の方でございますが、当初の目的も記載させていただいておりますので、ちょっと要約したものを読ませていただきます。建設機械の当初の目的ですが、昭和60年代に広田村で各地域間を接続する林道を開設して連絡道として使用するというハチマキ林道構想というものがございまして、事業を行なっておりました。現在はほぼ地域間の連絡道も開通しており、町が建設機械を所有する当初の目的は達成したと考えております。なお、ペイローダーにつきましては現在町道管理が主な利用内容であるために、住民サービスの観点から所管換えをさせていただきまして、存続をしていきたいと考えています。また、森林組合団体等への説明は事前に行なっておりまして、広田地域への区長会への説明につきましても実施して方向性については話ししております。以上のことから砥部町町有建設機械条例を廃止するものでございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第15号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

日程第11 議案第16号 平成21年度砥部町一般会計補正予算(第8号)

日程第12 議案第17号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第13 議案第18号 平成21年度砥部町老人保健特別会計補正予算(第2号)

- 日程第14 議案第19号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第15 議案第20号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第16 議案第21号 平成21年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 議案第22号 平成21年度砥部町奨学資金特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第18 議案第23号 平成21年度砥部町土地取得特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第19 議案第24号 平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第20 議案第25号 平成21年度砥部町水道事業会計補正予算 (第5号)
(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(土居英昭) 日程第11議案第16号から日程第20議案第25号までの平成21年度補正予算10件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 平成21年度予算10件につきまして私の方から一括してご提案申し上げます。まず補正予算全体でございますが、お手元の方に配布しております補正予算概要の1ページをお願いいたします。一般会計の補正、21年度3月補正B欄のところでございますが、2億4,014万3千円、累計額が72億7,980万2千円でございます。特別会計の方を合計しますと、マイナスの4,313万2千円となっております。それから水道事業会計が収益的支出で1,104万5千円。合計2億805万6千円。全体で140億2,038万6千円。対前年で見ますと3億621万円、2.23%の増でございます。それでは、各補正の中身の方をご説明させていただきます。一般会計補正(第8号)の方をお願いいたします。1ページをご覧ください。議案第16号平成21年度砥部町一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,014万3千円を追加し、72億7,980万2千円とするものがございます。それから第2条として繰越明許費の追加をお願いしております。3ページの方をご覧ください。歳出補正の方でございますが、ご覧のように各款ほとんどの事業が精算等による減額補正となっております。増額の大きなものとしては8款土木費と諸支出金がございます。財源については4ページの方でございますが、失礼しました、2ページの方に示しております。それから、4ページの方に繰越明許費を計上しております。12件の事業を22年度へ繰越します。21年度は国の方で2度の補正がございまして、これに対応する形で町の緊急対応として事業を組んでおります。そのため、工期の確保が難しく、繰越明許費が非常に多くなっております。以上のようなところでございます。歳出などの内容につきましてもう少し詳しくご説明させていただきます。お手元の

概要の方にもう一度お戻りください。補正予算の概要でございます。よろしいでしょうか。2ページの方をお願いいたします。一般会計の方ですが、まず全般的なことといたしまして、人件費関係の補正でございますが、職員の人件費を849万6千円、これ児童手当を含んでおりますが、増額しております。一般職の退職手当負担金が増加になったことが要因となっております。それから、このページの最後のところでございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、これを組み込んでおります。この事業は国の二次補正によりまして私どもの方に交付されることとなった地域活性化・きめ細かな臨時交付金、これが予算上で1億378万7千円でございますが、これを財源として組んでおります。総事業費は1億6,562万5千円でございます。その内容につきましてはその下の表にございますように、町道改良事業が2,750万円。町道緊急舗装改良事業が9,053万3千円。県営事業負担金259万円。第1分団消防車庫・詰所新築事業、これが1,771万5千円。広田小学校プールろ過機の更新840万。スクールバスの車庫及び駐車場の整備、これは旧広田地区公民館跡地でございますが、787万5千円。広田町民グラウンドのトイレ・倉庫整備事業として1,101万2千円。合計1億6,562万5千円でございます。続きまして3ページの方をご覧ください。この補正予算の中で国県支出金などの増減に伴いまして、財源組み替えを行なっております。大きなものとして、ここにあります地域活性化・公共投資臨時交付金の増額がございます。2,099万6千円追加されまして、この交付金が4,984万6千円となっております。この増加分につきましては、広田交流センター建設事業に充当する予定としております。それから、この3ページの一番下に書いておりますが、子育て応援特別手当の関係でございます。この手当は20年度にも支給されておりますが、21年度も国の一次補正予算に盛り込まれました。これに対応する形で町も9月補正で給付事業を計上しておりましたが、政権交代の中で10月に予算執行停止が決定されたため、今回未執行分、2,327万円を減額するものでございます。少し飛びますが、5ページの方をお願いいたします。先ほど申しました広田交流センターの建設事業費の財源の組み替えと減額でございます。この表の方をご覧ください。この表の方を閲覧になっていただきたいんですが、まず事業費として入札等による減少分5,232万6千円を減額いたします。補正額のところに出ておりますが。それから、国の補助金として5,250万円を当初地域間交流施設整備事業費補助金として見込んでおりましたが、採択されませんでしたので、今回全額を落とします。そして、今回公共投資臨時交付金の増加分2,099万6千円を充当いたします。トータルとして一般財源は2,082万2千円減額の3,304万9千円となるものでございます。次に13款の諸支出金をご覧ください。いただきたいんですが、財政調整基金積立金を2億円積み増し、増額いたしました。この基金が21年度末で約14億まで延ばせる予定でございます。それから、坂村真民記念基金寄付金が増えておりまして、積立金を1千万円増額しております。この補正の財源でございますが、一般財源を2億161万1千円充てる予定にしております。またこの一般財源の内容につきましては、そこに書いておりますように町税6,600万円他を充てております。この町税につきまして、一番下のところに書いておるんですけれども、個人と法人の町民税は減少が見込まれますので、この3月補正で減額いたしますが、固定資産税の増額が見込まれますため、

差引で6,600万の増額となるものでございます。以上が一般会計補正の状況でございます。

それでは続きまして特別会計に移らせていただきますが、ここからはそれぞれの補正予算の方でご説明させていただきます。まず国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の1ページをお開き下さい。この特別会計の方には事業勘定の方と診療所の施設勘定の方がございます。第1条、事業勘定は歳入歳出それぞれ705万6千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億9,604万6千円とし、直営診療施設勘定は歳入歳出それぞれ1,472万2千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,199万4千円とするものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。事業勘定の方でございますが、3ページをご覧ください。総務費でございますけれども、70歳から74歳の被保険者の保険料1割負担を平成23年3月末まで継続すると、1年延びるわけでございますが、そのための関係経費56万9千円を追加しております。2款の保険給付費は退職被保険者の療養給付費を減額いたします。8款保健事業費は特定検診の受診者が当初見込みより減少したため、減額するものでございます。この財源でございますが、2ページをご覧ください。減額補正でございますけれども、保険税や国庫支出金が歳出の減額以上に大きくなっておりまして、その分を繰越金で補うという形になっております。次に、直営診療施設勘定でございますが、5ページをご覧ください。総額で1,472万2千円の減額で、主が2款医業費の減額によるものです。患者さんが減っておるということで医薬品購入費など減額しております。歳入については4ページのとおり診療収入が見込みより減り、その分を他会計繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが、補うような形になっております。国民健康保険特別会計は以上でございます。

続いて、老人保健特別会計の補正予算（第2号）の1ページをご覧ください。議案第18号平成21年度砥部町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ308万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ643万9千円とする。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。この会計については20年度から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、20年3月末までの老人医療について払い遅れ分などの処理をしています。今回医療諸費560万円を減額しますが、一方で一般会計が負担しすぎていた186万8千円を総務費から繰り出すような処置をしております。一般会計の方へ返還するものでございます。これらにつきましては、2、3ページの方、歳出歳入をご覧ください、ご理解いただけたらと思います。老人保健特別会計については以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。補正予算書をご用意ください。後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。議案第19号平成21年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ478万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億9,833万2千円とするものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお開き下さい。広域連合への事務費負担金を137万5千円減額しました。それと広域連合納付金、これは保険基盤安定事業分

でございますが、341万1千円の減額をしております。合計478万6千円の減額でございます。その財源については2ページのとおり一般会計繰入金を減額しております。後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

続きまして、介護保険特別会計に移らせていただきます。介護保険事業特別会計補正予算の1ページをご覧ください。この会計にも保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つがございます。議案第20号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。保険事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,806万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ16億8,940万円とし、介護サービス事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,641万7千円とするものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。2款の保険給付費の方は各事業の増減を行ないましたが、ご覧のようにトータルで4,440万円の減額となっております。5款の介護保険事業運営基金への積立てでございますが、1,633万3千円を増額しております。3,010万6千円とするものでございます。この財源でございますが、2ページの方をご覧ください。減額になっておりますがこの内、7款の繰入金、これは増えておるわけですが、この分は介護従事者処遇改善臨時特例基金、これを取り崩すものでございます。次に介護サービス事業勘定の方でございますが、大まかには4、5ページに書かれておりますけれども、これだけではちょっとわかりにくいと思いますので、26、27ページの方をご覧ください。2つの事業をやっております。内容について、まず2款1項1目の居宅介護サービス事業でございますが、これは広寿会に業務を委託して運営しております広田地区のデイサービス事業でございます。国からの介護職員処遇改善交付金を委託費に追加するため、それから居宅介護サービス委託料9万円を増額しております。それからまたこの会計の方で介護のケアプランを作成する業務を行っております。それが2項の介護予防サービス等事業費でございます。利用者の増によりましてケアマネージャーの賃金とケアプラン作成委託料不足分など34万4千円を増額しております。この財源につきましては通所介護事業の方は利用者が減少しており、介護給付費収入を290万円ほど減らしてこれを繰越金でカバーする形になっております。介護保険事業特別会計は以上でございます。

続いてとべの館特別会計に移らせていただきます。とべの館特別会計補正予算の第1ページをお願いいたします。議案第21号平成21年度砥部町のとべの館特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万6千円を追加し、4,960万5千円とする。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをご覧ください。館の運営費として販売商品の仕入れ代を300万円増額。それからとべの館運営基金へ繰越金758万円と利息2万6千円を積み立てるための増額補正を行っております。歳入については2ページにございますようにとおりでございます。とべの館特別会計については以上でございます。

続いて、奨学資金特別会計に移らせていただきます。1ページをお願いいたします。議案第22号平成21年度砥部町の奨学資金特別会計の補正予算（第1号）は次に定めると

ころによる。第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ609万3千円とするものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。この特別会計につきましては今年度末で会計を廃止するということとしております。これに伴いまして、決算剰余見込み額を奨学基金へ積み立てるため、繰出金を543万3千円追加しております。なお、貸付者の減によりまして、貸付金の不用額132万円を減額しております。奨学資金特別会計は以上でございます。

続いて、土地取得特別会計に移らせていただきます。土地取得特別会計の1ページをご覧ください。議案第23号平成21年度砥部町の土地取得特別会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,734万9千円とするものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。この土地取得特別会計も今年度末に会計を廃止することとしております。これに伴い、決算剰余金の見込み額、これを一般会計に繰出すため、繰出金を15万円追加いたしております。土地取得特別会計は以上でございます。

次に、公共下水道特別会計補正予算の1ページをお願いいたします。議案第24号平成21年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。繰越明許費でございます。第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第1表繰越明許費による。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。歳入歳出の補正はございません。繰越明許費の設定でございます。2ページの方ご覧ください。3億7,655万3千円を22年度へ繰越します。公共下水道特別会計は以上でございます。

最後に、水道事業会計でございますが、補正予算書の1ページをお開き下さい。議案第25号平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）、第2条として平成21年度砥部町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入支出の予定額を次のとおり補正する。支出でございますが、第1款の上水道事業費を819万5千円増額。第2款、簡易水道事業費用を285万円増額し、支出合計3億4,214万7千円とするものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。以上で21年度補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） ここでしばらく休憩します。再開は10時45分の予定です。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（土居英昭） 再開します。説明が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑はありませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） この補正予算概要の4ページで、教育費の関係ですが、この平成22年度から麻生小学校に特別支援学級が新設と書かれておりますが、これは町独自の施策ですか。それとも県かまたは国の方からきたものでしょうか。以上です。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○**教育長（佐野弘明）** 井上議員さんのご質問にお答えいたします。平成22年度から麻生小学校に特支学級、肢体不自由が新設されるということでございますが、この特別支援学級につきましては、対象児童生徒をどういった学習、状態に置くのが適切かといったことで就学指導委員会という教職員と一部医師にも入っていただいた組織の中で、本来の在り方を検討いたします。そこで、この児童につきましては、本来は特別支援学校、従来の特別養護学校、こういったところに就学するのが適当であろうという判断をしておいたわけですが、保護者の強い要望がございまして、他にも兄弟がおるわけでございます。兄弟と同じ学校に通学させたいという保護者の強い希望がございまして、県の方にこの特別支援学級の新設を要望いたしておりました。それがほぼ認められるという形で今回この肢体不自由児対象の特別支援学級を新設するという事になったものでございます。一応制度としては国庫補助を受けた県の制度として存在する学級ということでございます。以上でございます。

○**議長（土居英昭）** 他にありませんか。12番井上洋一君。

○**12番（井上洋一）** ということは、過去にこういうことが砥部町内ではあったんでしょうか、なかったんでしょうか。過去に。あの、この麻生小学校以外でも含めて。

○**議長（土居英昭）** 佐野教育長。

○**教育長（佐野弘明）** 再質問にお答えいたします。特別支援学級につきましては従来から知的を対象とした特別支援学級、それから情緒不安の児童生徒を対象にした特別支援学級、この2種類がございました。今回の肢体不自由児対象の特別支援学級は初めてということでございます。

○**議長（土居英昭）** 他にありませんか。8番栗林政伸君。

○**8番（栗林政伸）** ちょっと、私の管轄なんで、委員会でもいいと思ったんですけど、ちょっとまあ、手を上げる人が少ないので、課長も寂しかったらいかんと思ひまして。直営診療施設勘定で、患者の減少により1,410万8千円を減額したと書いておりますが、これは、要因は、何が要因で患者が減ったのか、広田の老人の人が元気になったのか、それとも小田の済生会病院に流れたのか、また砥部の病院の方に来て患者が減ったのか。そこら辺がちょっとわかれば、お教えしていただきたいと思ひます。

○**議長（土居英昭）** 日浦保険健康課長。

○**保険健康課（日浦昭二）** 栗林議員のご質問にお答えいたします。4月から新しく来られた名倉先生でございますが、内科がご専門ということで、患者数が減った理由ということでございますが、まあ、名倉先生は内科がご専門ということで、従来までの先生は簡単な外科とかいうこと、応急手当とかいうことはしていただいていたようですが、現在の名倉先生はもう外科についてはまったく診ない、それが1点。それと診療所ですからレントゲン施設なんかもあるんですが、現在の先生につきましては、レントゲンを撮ってもこの判定に自信がないというようなことで、レントゲンなんかを撮るような患者さんにつきましては、砥部なり済生会なりに行って下さいというようなことで、患者が減っているとそういうふうに理解しております。以上でございます。

○**議長（土居英昭）** 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第16号から議案第25号までの平成21年度補正予算10件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第25号までの平成21年度補正予算10件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第21 議案第26号 平成22年度砥部町一般会計予算

日程第22 議案第27号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第23 議案第28号 平成22年度砥部町老人保健特別会計予算

日程第24 議案第29号 平成22年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 議案第30号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第26 議案第31号 平成22年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第27 議案第32号 平成22年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第28 議案第33号 平成22年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第29 議案第34号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第30 議案第35号 平成22年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第31 議案第36号 平成22年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第32 議案第37号 平成22年度砥部町水道事業会計予算

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第21議案第26号から日程第32議案第37号までの平成22年度当初予算12件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 平成22年度当初予算について私の方から一括でご提案さ

させていただきます。まず全体的なことをございます、お手元の22年度当初予算の概要をご用意ください。1ページをお願いいたします。総括の表の方にまとめておりますが、22年度A欄をご覧ください。一般会計の当初予算は62億1,608万6千円。対前年1億1,220万円の増で1.8%の伸びでございます。特別会計の方ですが、総額が56億7,372万6千円。それから企業会計を適用しております水道事業会計が5億1,808万8千円。合計で予算規模が124億790万円でございます。これは対前年マイナスの3億1,144万8千円で、2.4%の減少ということでございます。一般会計と国保会計の事業勘定、それから介護保険事業の特別会計、水道事業会計が増加となっておりますが、公共下水道特別会計は処理場用地取得が完了したことなどで3億6,800万円の減、それから土地取得特別会計、奨学資金特別会計の廃止によりまして約2億6,800万円の減となっております。こういうことが要因で、全体では減少する結果となっております。少し全体的なところを見ますと、国の全体的な地方の予算力、お金でございますが、これは22年度末の借入金総額が200兆円になるというふうに言われております。同時に国全体でのことですが、地方債依存度も2.1ポイント増えて16.4%になると予想されております。国地方とも借金依存体質が深まる中、砥部町の22年度予算編成につきましては、将来負担は抑制しつつ、課題となっております中学校の改築や公共下水道事業に、着実にこれらを進めるため、個別事業の見直しであるとか、物件費の確保とかに取り組んでまいりました。そういうことで、今非常によい数値を示しております財政の健全化指標、これらはこの予算を執行しても守られていくというふうな状態になっております。それから、人件費全体的なことでございますが、5ページをご覧ください。表をご覧ください。なっていたきたいんですが、町全体では前年より3人減の206人の一般職員を予定しております。当初予算比較で1,900万円ほどの減少となる見込みでございます。しかし、臨時職員の賃金の方は6ページの表をご覧ください。合計のところにありますように、2,100万ほどの増を見込んでおります。それから、町債の方でございますが、7ページの表をご覧ください。町債の発行見込み額でございますけれども、22年度のところのC欄でございます。これは補正で予定しております坂村真民記念館でございますとか、これらの事業、それから前年度からの繰越分も含めまして、トータルで9億8,400万円ほどの起債発行を予定しております。それで、元金償還も若干増えまして、22年度末の起債残額見込みは107億2,300万ほどになろうと見込んでおります。大型事業を行なう場合には、一時的にこういうことが起こってまいりますけれども、出来るだけ起債残額を小さくしていくよう努力してまいります。

それでは、各会計の細部に入らせていただきます。まず一般会計の方でございますが、予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第26号平成22年度砥部町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出それぞれ62億1,608万6千円と定める。それから、債務負担行為として第2条に、債務負担行為を定めております。それから、地方債のことにつきましては、第3条でございます。それで、6ページをご覧ください。まず第2条で申します債務負担行為でございますが、22年度はここにございます4件を債務負担行為として定めます。それぞ

れ28年度まで、27年度まで、それから23年度までというふうな限度額を定めております。それから、7ページの方で地方債、当初予算で発行する予定の町債でございますが、合併特例債4,750万円、過疎対策事業債200万円、臨時財政対策債を1億円としております。起債の方法、利率、償還の方法についてはご覧のとおりでございます。もう一度1ページに、予算書の1ページにお戻りください。第4条として、一時借入金の限度額を定めております。10億円でございます。それから、第5条で歳出予算の流用について定めております。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を認めていただきたいという計上をしております。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。それでは歳入歳出の内容について少し説明を加えさせていただきます。お手数ですがもう一度予算の概要の方をご用意ください。申し訳ございません。こちらの方に見やすくまとめておりますので、8ページをお願いいたします。当初予算の概要、22年度当初予算の概要の8ページでございます。まず歳入でございますが、ご覧のように町税、交付税等、これは譲与税等入れておりますけれども、分担金、負担金、使用料等、国県支出金、町債、その他、というふうに区分で集めております。ご覧になってわかりますように町税が5,200万円ほど伸びております。これは固定資産税の増を見込んだものでございます。個人の法人町民税については若干減少しております。交付税等につきましても7,400万ほどの増を見込んでおります。交付税については普通交付税の方を1億円ほど増と見込んだというところがございます。それから、国県支出金について2億1,200万円と大幅に増加しておりますが、これは子ども手当の関係でございます。それで、全体的なところで見ますと、町税などの自主財源は25億7,600万程度で、全体に占める割合が41.5%にとどまっております。この比率は前年度で見ますと0.2ポイントほど下がってございます。それから、一般会計の方の町債でございますけれども、先ほどもご説明いたしました、11ページの方に載せておりますけれども、12月にご説明しました4億5千万円という目標よりは大幅に下がっております。これにつきましては、主要な事業を21年度予算の国の公費を使って前倒しができたことと、坂村真民記念館を補正に回したことによるものでございます。歳入については以上のようなところがございます。それから、12ページの歳出の方をご覧下さい。目的別分析としての前年度比較ということで、表を提示しております。3款の民生費が子ども手当などございまして、3億2,300万円の大幅増でございます。10款教育費が広田交流センターの終了と懸案事業、先ほど申しましたが懸案事業を21年度に前倒しできたということで、対前年度2億3,500万円、22%の減となっております。比率で見ましても民生費を占める割合がさらに大きくなっております。また、8款土木費も増加しておりますが、前年度は骨格予算でしたので多くの事業を補正に回していたことが要因でございます。なお土木費につきましては22年度景観計画でありますとか、道路橋長寿命化修繕計画に取り掛かることとしております。16ページの方をご覧下さい。この歳出をさらに性質別に見てみますと、この表にあるように義務的経費が伸びて投資的経費が下がるというような傾向になっております。子ども手当ができたことで、扶助費の方が増えまして、これが要因となって義務的経費が増加しております。投

資については先ほど申しましたが、大型事業が終了したということで、それと、懸案事業を21年度へ前倒ししたというようなことがあって減少しております。ただですね、後からも出てまいりますけれども、町全体では公共下水道事業であるとか、水道事業会計で多くの投資を行なっておりますので、その点ご了解いただけたらと思います。一般会計は以上でございます。

次に、特別会計の方に移らせていただきますが、ここからは予算書の方でご説明させていただきます。お手元の方、国民健康保険事業の当初予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第27号平成22年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算でございますが、まず事業勘定の方23億3,619万5千円。それから直営診療施設勘定1億1,459万8千円と定めるものでございます。それから、第2条として一時借入金の限度額ですが、事業勘定は1億5千万円。直営診療施設勘定は2千万円と定めてございます。第3条で流用議決を頂く事によって流用できる範囲でございますが、1項1号2号と定めてございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお開き下さい。事業勘定の歳出でございますが、23億3,619万5千円は、前年より約9,700万円増加しております。5款の老人保健拠出金が前年より大幅に減っておりますけれども、2款保険給付費が約5,200万円増加し、16億1,072万2千円に、3款の後期高齢者医療支援金等が約3,200万円増加し、2億7,714万1千円に。また、7款の共同事業拠出金が約2,900万円増加して、2億6,978万1千円となったことが要因でございます。この財源でございますが、2ページをご覧ください。前年度から見て増減幅の大きいのは5款前期高齢者交付金が8,300万円ほど増えまして、5億6,032万9千円。7款の共同事業交付金が2,900万ほど増の2億6,977万9千円でございます。それから、9款の繰入金でございますが、一般会計の繰入と国保財政調整基金の取崩しでございますが、一般会計からの繰入金は昨年より220万ほど減っております、1億1,863万6千円。それから、この2項にございます基金繰入、これが1千万円増となっております、1億円で計上しております。国保財政調整基金でございますが、これで22年度末約6千万円まで減ると見込まれます。次に直営診療所施設勘定でございますが、5ページをご覧ください。歳出でございます。当初予算1億1,459万8千円は、対前年度1,400万ほどの減少となっております。2款の医業費が5,004万3千円、前年より1,213万3千円の減少でございます。歳入は4ページの方がありますが、1款の診療収入を約2千万円減少の6,781万7千円と見込んでおります。8款の繰入金でございますが、4,648万1千円の内、一般会計からの分でございますが、21年度より955万5千円増やしまして、4,005万5千円といたしております。国民健康保険事業特別会計は以上でございます。

次に老人保健特別会計でございますが、予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第28号平成22年度砥部町の老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ186万3千円と定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。老人医療につきましては都度申

しておりますが、後期高齢者医療制度に移行しまして、この従来の老人保健特別会計は無処理のような形になっております。そういうことで予算が大幅に縮小しております。歳出は総務管理費5万2千円と医療諸費181万1千円です。財源については2ページのとおりでございます。老人保健特別会計は以上でございます。

次に後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第29号平成22年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ1億9,315万2千円と定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。後期高齢者医療特別会計は老人保健特別会計に変わるものですが、対象者の保険料や町の一般会計が負担する事務負担分などを受け入れて県の広域連合に納める事が主となっております、従来の医療費を支払っていた老人保健特別会計とは大きく異なっております。3ページをお開き下さい。当初予算、歳出でございますけれども、1億9,315万2千円は対前年990万ほど減っております。高齢者の医療費は増加しておるわけですが、2款の広域連合納付金、これが917万9千円ほど減少しております、それがそのまま予算の縮小というふうに繋がっております。広域連合側の納付金の計算方法の見直しによるものと思われま。この財源でございますが、2ページにあるとおりでございます。1款の保険料1億3,087万3千円と、3款の繰入金、これ一般会計からの繰入金でございますが、6,227万3千円が主なものとなっております。後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

次に介護保険事業特別会計をお願いいたします。1ページをお開き下さい。議案第30号平成22年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、保険事業勘定、これが17億3,558万5千円。介護サービス事業勘定3,838万1千円と定めるものでございます。それから、2条で一時借入金の最高額でございますが、これは保険事業勘定で1億円。介護サービス事業勘定で200万円と定めるものでございます。予算の流用に対する規定は第3条のとおりでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお開き下さい。保険事業勘定の歳出でございます。介護保険は第4期、これは22年度から23年度までの分でございますが、事業計画に入っております。22年度予算はこの第4期事業計画の標準給付を基本に作成しております。対前年では5,600万円の増でございます。なお、介護報酬は3%アップということで改定されましたが、介護保険事業運営基金などを活用することで、保険料の上昇を抑えております。1款総務費が2,664万3千円。2款の保険給付費、ここが5,200万円ほど増加いたしまして、16億5,536万4千円。4款地域支援事業費、4,970万1千円。あと5款の基金積立金、6款公債費がございまして、7款の諸支出金でございますが、256万6千円。これは過年度保険料還付金と介護保険財政安定化基金償還金でございます。この財源でございますが、2ページの方でございます。この内、7款の繰入金でございますが、1項の一般会計からの繰入金が2億4,141万4千円と、2項の基金繰入、これにつきましては介護保険事業運営基金の取崩しが2,939万2千円。介護従事者処遇改善臨時特例基金が404万8千円でございます。

次に、介護サービス事業勘定でございますが、5ページに大まかなところを、大枠を入



れております。これだけではちょっと見にくいと思います。このサービス事業勘定でございますが、通所介護事業と予防介護事業、予防サービス事業、失礼しました、介護予防サービス事業の二つで構成されております。この点については56ページが見やすいのでお願いします。56ページの方をお願いします。先ほども申しましたが、2款で事業を行なっておりますが、2款の1項居宅介護サービス事業費、ここが通所介護事業と言われるものでございまして、高齢者生活福祉センターの一階で実施しております。事業は広寿会に委託する形で行なわれておりまして、ご覧のように委託費3千万4千円を委託料で計上しております。次に、2項の介護予防サービス等事業費、ここで介護予防サービス計画、ケアプランといわれるものを作成するものでございまして、町の地域包括支援センターが行なっております。この財源でございますが、52ページの方をお願いいたします。2款繰入金として一般会計からの繰入金356万5千円を予定しております。それぞれの事業は本来であれば事業収入で経費を賄うべきものでございますが、通所介護事業の方で利用者の減少に伴い、収入の減少が見込まれるため、一般会計の繰入を対前年290万ほど増やしておるものでございます。介護保険事業特別会計は以上でございます。

次に、とべの館特別会計です。当初予算書1ページをご覧ください。議案第31号平成22年度砥部町のとべの館特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ4,117万9千円と定めるものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。3ページをご覧ください。歳出の1款館運営費4,088万6千円でございます。このうち、売店の商品の仕入れ代が3,300万。これが主なものでございます。2ページをご覧ください。歳入でございますけれども、1款の売店収入4,078万5千円が中心でございます。この収入で館を運営しております。とべの館特別会計につきましては以上でございます。

次に、とべ温泉特別会計をお願いいたします。予算書の方をお願いいたします。1ページでございます。議案第32号平成22年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ4,592万7千円と定めるものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。それでは今回は歳入の方、2ページをご覧ください。歳入でございますが、温泉入浴料収入や売店の販売収入などが1款事業収入でございまして、4,100万円でございます。これを中心にとべ温泉を運営しております。とべ温泉特別会計については以上のようなところでございます。

次に、梅野奨学資金特別会計ですが、予算書の方の1ページの方をご用意ください。議案第33号平成22年度砥部町の梅野奨学資金特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ280万3千円と定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。梅野奨学資金特別会計では、梅野奨学基金を財源に一人当月1万6千円の奨学金と入学一時金6千円を給付しております。22年度は入学一時金5名分と奨学金13名分を予定しております。梅野奨学資金特別会計は以上でございます。

次に公共下水道特別会計でございます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第34号平成22年度砥部町の公共下水道特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出それぞれ10億2,174万1千円と定める。

次に第2条で債務負担行為を定めてございます。それから、第3条で地方債の方の規定を定めております。第4条として、一時借入金の最高限度額でございますが、10億円と定めてございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。まず4ページをご覧ください。予算書の4ページでございますが、債務負担行為と地方債について定めてございます。債務負担行為につきましては、第2項にございますように浄化センター運転管理委託料に対する債務負担23年から25年度までで9千万円を限度額として定めております。それから、22年度当初で発行予定の当初予算で見えております地方債はここにございますとおり4億3,670万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については一般会計と同様でございます。それでは3ページの方にお戻りください。1款公共下水道事業費10億155万6千円ですが、このうち浄化センターの関係は建設委託費が5億8千万円。それから施設の管理業者の選定委託と一部施設の運転管理を合わせて約580万ほどを入れております。それと、管渠及び面整備の事業費は測量設計を含んで3億4,105万ほどでございます。それから運用関係でございますが、会計システムなどの構築費が約1,800万円となっております。公債費については1,968万5千円で借り入れた町債に利息分の支払でございます。この財源につきましては2ページの方ご覧ください。国庫支出金が4億5,295万円。2款の一般会計からの繰入金1億766万2千円。町債については先ほど申しましたとおり、22年度の単年分として4億3,670万円でございます。5款諸収入の2,442万8千円は消費税の還付金2,100万円などが中心でございます。公共下水道特別会計については以上でございます。

続いて、農業集落排水特別会計でございますが、予算書の1ページをお開き下さい。議案第35号平成22年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ2,215万7千円と定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。農業集落排水は総津と玉谷地域、2箇所ございます。これの維持費と町債の償還を計上しております。3ページをお開き下さい。1款事業費として、1,111万1千円。これで施設の維持を行なっております。それから2款公債費、すでに発行しております起債の償還金でございます。財源については2ページでございますが、使用料の方が858万9千円、3款の一般会計からの繰入が1,354万6千円、これがほとんどでございます。農集排については以上でございます。

続きまして、砥部町浄化槽特別会計予算をご用意ください。1ページをお開き下さい。議案第36号平成22年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出それぞれ1億2,014万5千円と定める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。この特別会計は、町内の各家庭の浄化槽約4千基と上野団地など6箇所の集中浄化槽を管理するものでございまして、財源は、保守点検料で賄われております。2ページをご覧ください。歳入の方でございますが、ご覧のとおり1款事業収入8,520万3千円が主なものでございます。それから3ページの方ご覧ください。歳出の方でございますが、1款浄化槽点検管理費9,724万8千円、ここで人件費など点検にかかる費用を見込んでおります。2款1項基金費2,039万7千円ですが、21年度の決算剰余分が多めに見込まれるため、あらかじめ2千万円を超える基金を計上しております。浄化槽特

別会計は以上でございます。

最後に水道事業会計でございますが、予算書の方をご用意ください。議案第37号平成22年度砥部町水道事業会計予算。第3条の方からお願いいたします。収益的収入及び支出。第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入として、上水道事業収益が3億2,017万4千円。簡易水道事業収益が868万1千円。収入合計3億2,885万5千円でございます。支出の方でございますが、第1款上水道事業費が3億457万4千円。2ページをお願いいたします。第2款の簡易水道事業費が1,801万1千円。支出合計3億2,258万5千円でございます。第4条として資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,415万円2千円は減債積立金500万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,915万2千円で補填するものとする。収入でございますが、第1款上水道資本的収入が135万円。第2款簡易水道資本的収入が1千円。収入合計135万1千円でございます。支出の方は、第1款上水道資本的支出が1億9,196万7千円。第2款簡易水道資本的支出が353万6千円。支出合計1億9,550万3千円でございます。それから第5条に一時借入金の限度額2億円と定めてございます。第6条として、予算の経費、ここで言いますと予定支出の各項の経費の金額の流用について定めてございます。それから第7条で議会の議決を経なければ流用できない経費、これは職員給与でございますが定めております。最後に第8条でたな卸資産購入限度額2千万円と定めるものでございます。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。以上でございます。さらに詳しい内容につきましては、お手元にお配りしております22年度当初予算概要に詳しくまとめてございます。またご覧になって、後日の常任委員会でご審議いただけたらと思います。私の方からは以上で当初予算の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時30分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（土居英昭） 再開します。説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。14番、中島博志君。

○14番（中島博志） それでは農業集落排水特別会計についてお尋ねしたいと思います。この予算書の中で歳入の部分につきまして一般会計からの繰入金が増加を続けているわけでございます。特に総津地区の処理施設に関しましては、稼動して4年が経過しております。今後、繰入金が増えていくものと予測されますが、やはり接続率の向上がなんといっても肝要かと思っておりますので、その辺で、今後の取組み、また、具体的な政策はあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（土居英昭） 東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。農業集落排水施設につきましては、現在接続率は、広田地区の集落排水が約96%、総津地区につきましては現在73%でございます。今後、まだ接続されてない方が約30%残っておりますが、これにつきましては、職員が戸別訪問をしながら、接続のお願いをしていきたいというふうに考えております。できれば、80、90にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 声だけは元気だったんですけども、特にこれといったわけではないのですが、他に手が上がらないようなので。予算編成の概略について松下課長の方からご説明を賜りました。ただ、民主党政権になっていろんな政策をされるだろうと予測されますし、国会の方でも予算審議されておりますので、今後どのようになるかわかりませんが、その当たりを含めまして、今後砥部町として中期的に、この4年間位、3年間位のスパンで結構ですので、どのような見通しをされておりますのか、その当たりちょっとご説明願ったらと思います。

○議長（土居英昭） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 井上議員のご質問でございますが、今回お示ししましたように、中心的な国からの財源でございます地方交付税、それから、譲与税の関係、一般的に地方一般財源と呼ばれているものが、平成18年の頃までの三位一体改革から徐々に復活してきておることで、ここ何年かは、その一般財源について急激な減少はないというふうに考えております。ただ、国の方の負債、それと、先ほど地方の方の負債200兆ということを申しましたが、非常に膨らんできておりますので、ここの所でどういうふうな政策を国の方が取られるかは、ちょっと判断がつきかねます。ということで、我々としては、財源が減った時に対応できるように出来る限り今の無駄を省くと申しますか、不用なものを落として、必要なものに向けると言いますか、儉約を続けたいというふうな考え方でございます。

○議長（土居英昭） 12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） ありがとうございます。松下課長もたぶん予測としたら苦勞されると思います。健全な財政運営について、よろしく願いしたらと思います。

なお、総論としまして今まで計画で職員数を減少してまいりました。だいたい、計画以上に減っているだろうと思っております。数字忘れましたが、どっかに書いておったと思いますが、それで、今後の見通しとして町長、どのような考え方で進んでいかれるのか、概略で結構ですのでお分かりの範囲でお願いしたいと思います。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 人員削減は非常に大きな課題でございました。そういうことで、10年間に40名減らすという計画を立てて、今のところ順調に進んでおります。そして、これから問題が起きるのは、昭和25年、26年、27年当たり、ここら当たり一度に定年退職者が出てまいります。その生まれの人ですね。そういうことで、それにどのように対応するか、そこをきちっと乗りこなしていけないと、人が足りないという現象が起こ

りますので、平均して採っていくような方向で、今後については考えてみたいというふうに考えております。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。5番西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 収入の、歳入と言うのですかねいわゆる、あれで、事業税とか法人税とかいろいろ減っているのですけれども、固定資産税が増えているのですが、これはやはり、かなり実勢的な値段は下がっておるんで、それでも固定資産税は上がるというような悲鳴を聞くのですけれども、今後の見通しとしては、何年位上がり続けていくのかなということをお尋ねしたいんですが。

○議長（土居英昭） 武智戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（武智充吉） 西岡議員さんのご質問にお答えします。固定資産税の上昇は、土地の負担調整率の関係で、評価額のだいたい8割位までは、順々に上がっていくということで、後、麻生地区では2、3年で8割位になるのではないかと考えておりますので、それまでは年々上がっていくと思います。以上です。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 私の所の近くにあります劔南館は、教育委員会が管理されておるように聞いております。私も近所でございまして、たびたび回ればいいんですけれども、どうも管理がですね、私どもが見ると残念な結果になっておるのではなかろうかというふうに思いますが、人によりますと、あれが大変貴重な文化財でもあるところ言うんですね。教育委員会は、あの建物をどのような位置付けでご覧になっておりますか。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。ご質問いただいた劔南館、旧砥部小学校の講堂、この建物につきましては、木造の県内でも何番目かちょっと忘れましたが、かなり古い建物として、専門家の出した書籍にも掲載されておるというふうなことで、広く一般に今そういった建物であると、歴史伝統のある建物であるというふうなことを言われておりますので、その点については、十分認識しておるつもりでございまして、この建物をなんとか有効利用した形で残せる方法があれば、それが一番望ましいかなというふうに考えております。現在、指定の文化財ということにはしてございませんけれども、候補物件ということでは間違いのないと思います。まだ、私ども独自の調査とか、そういったこと等についての段階はまだしていないわけですが、建物そのものについての価値でありますとか、あるいは、伝統、伝統はかなりあるわけですので価値観の問題等については、今後十分調査もさせていただきたいと思っておりますけれども、現段階で指定というところまでには至っておりませんが、候補物件であるというふうに認識はして、大切に残すべきものであろうという点だけは、間違いのないものだというふうには思っております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 教育長の認識は、だいたい私どもの認識に近いものでございますが、さて、現在までの管理、それだけの認識を持っておいでて、あの管理が十分だと思っておりますか。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 現在の劔南館のいわゆる武道館という位置付けで、条例は設置しておりますけれども、これの管理につきましては、私どもの方の所管ということで、担当者が定期的に巡回をして見ておりますが、日常のこの施設の利用につきましては、この施設を利用する空手とか合気道とかいった団体の方の利用に提供しておるといふふうなことで、その団体と連携を取りながら管理しておるつもりでございますけれども、十分でないというふうな点があるようでしたら、今後、またご指導もいただきまして、改めるべき所は改めて、適切な管理に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あの、私が言いたいのはね、私どもが見て回って管理しておりますと、そういう簡単なことじゃなくて、見る見る言うて白い目で見るのも見る内ですよ。本当はこんな事言いたくなかった、さっきまで止めたかったんですけどね、昭和60年の消火器を置いて、それが文化財の保護ですか。もう答えりません。これだけ言うておきます。

○議長（土居英昭） 1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 一般会計予算について、特にこの予算概要の18ページ、ここで松下課長のところで砥部家の財布ということで、お金の出し入れを家庭の財布に例えて出させていただいて、これ昨年決算特別委員会が終わった後、私が例えばこういうふうなことをしていただけるとよりわかりやすくなっていいんじゃないでしょうかねというようなことを申しましたが、多分それに応えていただいてこう出していただいたんだと思います。ありがとうございます。それでですね、例えば、ローンが15%ある、それぞれ例えば町民の人がですね、自分のところの収入とローンの比率等見ると15%っていうのはこうどうなんかなあっていうふうな、それぞれ、もちろん各家庭のいろんな状況があるから、感じ方も当然まちまちであると思うんですけども、15%ということと、片方で通院や養育費等のところが12%と。例えばこれがこう逆転していればもう少し家計が楽なのになあっていうふうな、なんかそんな感じもいたします。もちろん今すぐそうしろっていうことではないんですけども、そういうふうな、こう財政運営なんかも今後トータル的なことにはなりますけれども、全体でも見ていけるようなそんなことになればいいかなというふうな、むしろ意見というふうなことで、述べさせてもらいました。

○議長（土居英昭） 14番中島博志君。

○14番（中島博志） 衛生費の中でですね、7目の保健センター費、AEDの購入費用を計上されておりますが、今このAEDの不都合が新聞マスコミ等で報道されております。つい最近では久万高原町においてもその不都合が指摘されたばかりでございます。砥部町において、このAEDに関しまして、その点の検証はできているのか、またその上で今回計上されているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（土居英昭） 日浦保険健康課長。

○保険健康課長（日浦昭次） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。AEDでございますが、現在砥部町内各施設で33個設置してございます。一応メーカーによって使用

等異なりますが、バッテリーとかそういう不具合があるということがございまして、今年度、21年度の予算で診療所のそういうのはちょっと不具合があるということで、補正で対応させていただきました。そういうことの上で、今回保健センターの1台分要望させて頂いておりますが、これは肝心の保健センターになかったということで、今回当初予算で要望させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 最後になると思うんですが、非常に財政も厳しい中、企画財政課長は少ない予算、当初を組んでいただいております。非常に小さい山から大きい猪を出すように、ぜひ財政課長、少ない予算で最大の努力を図って、立派な22年度の取り組みをしていただきたいと思います。以上。

○議長（土居英昭） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第26号から議案第37号までの平成22年度当初予算12件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第26号から議案第37号までの平成22年度当初予算12件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月12日の本会議でお願いします。

○議長（土居英昭） おはかりします。ただ今中村町長から議案第38号衛星インターネット接続機器購入契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。議案第38号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第38号 衛星インターネット接続機器購入契約の締結について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 追加日程第1議案第38号衛星インターネット接続機器購入契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第38号衛星インターネット接続機器購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、この物品の購入につきましては、砥部町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定に該当するものでございますので、提案するものでございます。内容でございますが、契約の目的は先ほど申しましたように衛星インターネット接続機器の購入でござ

います。契約方法は指名競争入札で行なっております。契約金額は1,002万7,500円。内消費税及び地方消費税の額が47万7,500円でございます。契約の相手方は岡山県岡山市南区福浜町1番26号、株式会社エヌディエス、代表取締役佐野浩一でございます。お手元の資料の方をご覧ください。事業の概要の方はですね、衛星インターネットに接続する機器を各家庭に接続するものでございまして、39箇所を予定しております。指名しました業者は3社でございまして、内1社が辞退しております。落札業者が先ほど申しましたエヌディエスでございます。この落札率でございますが、予定価格に対しまして86%でございます。それから、工期でございますが、今議会の議決を頂きました日から平成22年5月31日としております。この案件につきましては先の2月臨時議会で繰越明許の設定をいたしております。以上のとおりでございます。ご審議のほどご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。議案第38号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第38号衛星インターネット接続機器購入契約の締結については、可決されました。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後 1時33分 散会

平成22年第1回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成22年3月12日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成22年3月12日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教 育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 武智 充吉 会計管理者 松村 昇二 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 大西 潤 保険健康課長 日浦 昭二 産業建設課長 相田由紀夫 生活環境課長 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
傍聴者	1人	

平成22年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第 6号 砥部町道路線の認定について
- 日程第2 議案第 7号 伊予消防等事務組合理約の一部変更について
- 日程第3 議案第 8号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 9号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 砥部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃止について
- 日程第9 議案第14号 砥部町教科書選定委員会条例の廃止について
- 日程第10 議案第15号 砥部町有建設機械条例の廃止について
- 日程第11 議案第16号 平成21年度砥部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第17号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第18号 平成21年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第19号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第20号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第21号 平成21年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第22号 平成21年度砥部町奨学資金特別会計補正予算（第1号）

- 日程第18 議案第23号 平成21年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第24号 平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第25号 平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第26号 平成22年度砥部町一般会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 平成22年度砥部町老人保健特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 平成22年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第31号 平成22年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第27 議案第32号 平成22年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 平成22年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 平成22年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 平成22年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 平成22年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第33 請願第2号 食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願
について
- 日程第34 請願第4号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める
請願について
- 日程第35 請願第6号 最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願
について
- 日程第36 請願第7号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の
拡充・強化を求める請願について

日程第 37 陳情第 4 号 じん肺とアスベスト根絶を求める陳情について

日程第 38 発議第 1 号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
提出について

追加日程第 1 議員派遣について

・閉 会

平成22年第1回砥部町議会定例会

平成22年3月12日（金）

午前9時30分開会

○議長（土居英昭） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第6号 砥部町道路線の認定について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第1議案第6号 砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号砥部町道路線の認定については、都市計画区域内で過去に開発等により新設され、町に寄付された道路について、管理区分を明確にするため町道に認定するもので、路線は前田線ほか19路線です。なお、これにより町道の路線数は全体で471路線となります。認定は適正と認められ、よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第6号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第7号 伊予消防等事務組合格約の一部変更について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第2議案第7号伊予消防等事務組合格約の一部変更についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の結果をご報告申

し上げます。伊予消防等事務組合理約の一部変更については、災害発生時における迅速な対応を図るため、正副組合長の選任方法を改正するものであります。第8条第2項の関係市町の長の互選により選出し、組合議会の同意を得て選任する旨の規定を、組合長は伊予市長を、副組合長は松前町長及び砥部町長をもって充てることに改める改正がなされています。よって、議案第7号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。
議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第7号伊予消防等事務組合理約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第8号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第3議案第8号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、障害程度認定審査会における審査件数の減少及び砥部焼伝統産業会館長の任用、勤務条件等の見直しにより報酬の額を改めるもので、別表において、障害程度認定審査会委員の日額報酬1万8千円を1万円に、砥部焼伝統産業会館長の月額報酬25万円を20万円に改める改正がなされています。よって、議案第8号は適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第8号砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第9号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第4議案第9号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正については、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた愛媛県人事委員会の勧告にかんがみ、改正するもので1カ月60時間を超える超過勤務については、60時間を超える部分の時間外勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げ、また、その引き上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定する仕組みを導入するため、砥部町職員の給与に関する条例第13条に4項を加え、第17条の勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法を改め、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に、時間外勤務代休時間に関する規定を第8条の3として加え、第10条第1項及び第17条第3項の関係条文を改正しています。よって、議案第9号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第9号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 砥部町特別会計条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第5議案第10号砥部町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町特別会計条例の一部改正については、砥部町奨学資金特別会計及び砥部町土地取得特別会計を廃止するため改正するもので、砥部町奨学資金については、特別会計とは別に砥部町奨学基金条例が設けられており、これによる運営が可能なことから、事務の簡素化を図るため特別会計を廃止し、土地取得特別会計については、公共下水道処理場用地の取得を完了し、今後の予定もなく当面の役割を終えたため廃止するため、条例本則からこれらの特別会計を削除しています。また、これに関連し、砥部町奨学基金条例第2条の基金の額1,998万8,050円を3,070万円に、第5条の運用益金の処理を、一般会計予算に計上して基金に繰り入れることに改め、砥部町土地開発基金条例第5条の運用益金の処理を、一般会計予算に計上して基金に繰り入れることとする旨の改正がなされています。よって、議案第10号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(土居英昭) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。
議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって、議案第10号砥部町特別会計条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 砥部町介護保険条例の一部改正について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第6議案第11号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(栗林政伸) ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の結果をご報告申し上げ

ます。議案第11号砥部町介護保険条例の一部改正については、介護保険法の改正により、引用する条項を改めるもので、第3条の2において、地域支援事業に関して引用する介護保険法の条項の改正がなされています。よって、議案第11号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。
議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第11号砥部町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第12号 砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

##### （産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第7議案第12号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第12号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正については、100kgを超える場合の一般廃棄物処理手数料に関し、きめ細かな計算方法を定めるもので、別表第1において、家庭系廃棄物については20kg増すごとに188円を加え、10円未満を切り捨てる旨の改正がなされており、これにより、100kgを超える場合の家庭系廃棄物の処理手数料は軽減されることとなります。よって、議案第12号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第12号砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第13号 砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃止について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第8議案第13号砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃止については、地域活性化・生活対策交付金事業が終了したため、廃止するものであります。よって、議案第13号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第13号砥部町地域活性化・生活対策基金条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第14号 砥部町教科書選定委員会条例の廃止について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第9議案第14号砥部町教科書選定委員会条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の結果をご報告

申し上げます。砥部町教科書選定委員会条例の廃止については、伊予地区における教科書の選定を円滑に行なうため、伊予市、松前町、砥部町の1市2町で組織する機関において教科書選定を行なうこととするため廃止するものであります。また、これに関連し、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表から教科書選定委員の項を削る改正がなされています。よって、議案第14号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） 先日提案がありました時に、砥部町は約4名程度を考えられているというふうにお伺いしましたが、どのようなメンバーを考えられているのか、お分かりになればお答え願いたいと思います。不明の場合は、不明で結構です。

○議長（土居英昭） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） 井上議員の質問にお答えします。当委員会としまして、その内容につきまして、新しいメンバーに関しましての説明を十分に聞いておりませんので、担当の方より説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。伊予地区の教科書図書の採択メンバーの予定でございますが、13名を予定いたしております。内訳としましては、構成しております伊予市、松前町、砥部町の各市町の教育長、そして、教育委員会の教育委員の代表が1名、構成市町の学校の校長の代表が各市町1名ずつ、同じく構成しております市町立学校の保護者の代表が各市町1名ずつ、そして、学識経験者が1名、合計13名であります。以上でございます。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第14号砥部町教科書選定委員会条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第15号 砥部町有建設機械条例の廃止について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第10議案第15号砥部町有建設機械条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第15号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第15号砥部町有建設機械条例の廃止については、広田地区の産業、経済及び交通等の振興に寄与するという当初の目的をほぼ達成したため廃止するもので、建設機械3台の内、故障及び利用の少ないバックホー2台は処分し、ペイローダー1台は町道管理のため使用する予定になっています。よって、議案第15号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。
議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第15号砥部町有建設機械条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第16号 平成21年度砥部町一般会計補正予算（第8号）

日程第12 議案第17号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第18号 平成21年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第19号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第20号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第21号 平成21年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第22号 平成21年度砥部町奨学資金特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第23号 平成21年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第24号 平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

## 日程第20 議案第25号 平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）

### （所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第11議案第16号から日程第20議案第25号までの平成21年度補正予算に関する10件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第16号平成21年度砥部町一般会計補正予算第8号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、商工費で、砥部焼伝統産業会館の臨時雇賃金29万円増額を、土木費で、町道新設改良工事3件、緊急舗装改修工事5件、1億1,803万3千円、県道改良工事に対する県営事業負担金399万円を増額し、その他人件費補正と不用額の減額補正を行っております。また、林道神の森小猿線舗装事業他2件、合計1億6,826万5千円を繰越明許費補正で22年度に繰り越しています。

次に、議案第21号平成21年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号については、1,060万6千円の増額補正で、売店販売商品の仕入れ代300万円、平成20年度決算剰余金及び基金預金利子のとべの館運営基金への積立金760万6千円を増額し、財源は、売店収入、繰越金等を充当しています。

次に、議案第24号平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号については、管渠敷設工事8,255万3千円、処理場建設委託料2億9,400万円、合計3億7,655万3千円を繰越明許費で22年度に繰り越ししています。

次に、議案第25号平成21年度砥部町水道事業会計補正予算第5号は、収益的支出1,104万5千円の増額補正で、主なものは、上水道事業費用で配水管等の固定資産除却費818万7千円、水道料の不納欠損額25万5千円を増額、その他不用額の減額補正を、簡易水道事業費用で監視盤に係る固定資産減価償却費315万円を増額、その他不用額の減額補正を行っていますが、いずれも必要経費の補正をするものであります。

よって、議案第16・21・24・25号の4件については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました補正予算5件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第16号平成21年度砥部町一般会計補正予算第8号のうち当委員会に所管する項目について主なものは、障害者福祉費で、舗装具助成費120万2千円の増額を、老人福祉施設費では、高齢者生活福祉センターの農業集落排水への接続工事費47万円増額を、国民健康保険総務費では、国民健康保険特別会計への繰出金766万円増額を、児童福祉

費では、子ども手当実施に伴うシステム導入委託料475万5千円、町外の保育所に通う広域保育委託料279万6千円の増額を、その他人件費補正と不用額の減額補正を計上しております。また、介護基盤緊急整備事業他3件、4、782万円を繰越明許費補正で22年度に繰り越しています。

次に、議案第17号平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の事業勘定については、705万6千円の減額補正で、70歳から74歳の被保険者の負担割合が平成23年3月末まで1割負担が継続されることに伴う保険証の交換や電算システム改造などの経費56万9千円、一般被保険者の過年度保険税還付金30万円を増額、その他不用額の減額補正を計上しています。財源は、保険税、国県支出金を減額し、繰越金を増額しています。直営診療施設勘定は、1、472万2千円の減額補正で主なものは、患者減少に伴う医薬品購入費用の減少などにより医業費の不用額1、410万8千円を減額しています。財源は、診療収入を減額し、一般会計繰入金を増額しています。

次に、議案第18号平成21年度砥部町老人保健特別会計補正予算第2号は、380万3千円の減額補正で、平成20年度医療費の実績に伴う一般会計への繰出金186万8千円の増額、平成21年度の医療費に対する県負担金の返還金4万5千円の増額、その他不用額の減額補正を計上しています。財源は、支払基金交付金、国県支出金、諸収入、一般会計繰入金で調整しています。

次に、議案第19号平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、478万6千円の減額補正で、広域連合への事務負担金、納付金を減額し、歳入は、一般会計からの繰入金を減額しています。

次に、議案第20号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号の保険事業勘定については、2、806万7千円の減額補正で、介護予防サービス給付費670万円、介護予防サービス計画給付費90万円、高額医療合算介護サービス費300万円、介護保険事業運営基金への積立金1、633万3千円を増額し、その他不用額の減額補正を計上しています。その財源は、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、基金繰入金で調整しています。介護サービス事業勘定については、43万4千円の増額補正で、広田地区における居宅介護サービス事業委託料9万円、介護予防サービス利用者に対するケアプラン作成経費34万4千円を増額し、財源は、介護サービス収入、繰越金等で調整しています。

以上、議案第16号、17号、18号、19号、20号の5議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第16号平成21年度砥部町一般会計補正予算第8号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、消防費で、第1分団消防車庫・詰所新築のための事業費1、

771万5千円、消火栓維持管理負担金74万4千円増額、教育費で、旧広田地区公民館跡地にスクールバスの車庫と駐車場を整備する工事費787万5千円、広田小学校プールろ過機を更新する費用840万円、麻生小学校における特別支援学級に必要な教育用備品購入費43万円、旧広田中学校跡地にトイレと倉庫を整備する事業費1,101万2千円を増額、基金費で、財政調整基金積立金2億円、坂村真民記念基金積立金1千万円などを増額、その他人件費補正、不用額の減額、財源組替を行なう補正となっております。歳入については、町税、地方交付税、分担金及び負担金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金などの国庫支出金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金を増額し、使用料及び手数料、県支出金、諸収入は減額となっております。また、第1分団詰所・車庫整備事業他4件、合計5,937万1千円を繰越明許費補正で22年度に繰り越しています。

次に、議案第22号平成21年度砥部町奨学資金特別会計補正予算第1号は、会計を廃止することに伴い、決算剰余金を奨学基金に積み立てるための繰出金543万3千円を増額し、貸付金と事務費不用額132万1千円を減額しています。歳入は、基金利子、繰越金、奨学資金貸付金元金収入を充てています。

次に、議案第23号平成21年度砥部町土地取得特別会計補正予算第1号は、会計を廃止することに伴い、決算剰余金を一般会計に繰出すための繰出金15万円を増額しています。歳入は、繰越金、一時預金利子を充てています。

以上、議案第16号、22号、23号の3件については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第16号平成21年度砥部町一般会計補正予算(第8号)について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第16号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第16号平成21年度砥部町一般会計補正予算(第8号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第17号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第17号平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号平成21年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第18号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第18号平成21年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第19号平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第20号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号平成21年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第21号平成21年度砥部町と



べの館特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号平成21年度砥部町奨学資金特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第22号平成21年度砥部町奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号平成21年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第23号平成21年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第24号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第24号平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第25号平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。再開は10時30分の予定です。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~

- 日程第21 議案第26号 平成22年度砥部町一般会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 平成22年度砥部町老人保健特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 平成22年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第31号 平成22年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第27 議案第32号 平成22年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 平成22年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 平成22年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 平成22年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 平成22年度砥部町水道事業会計予算

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第21議案第26号から日程第32議案第37号までの平成22年度予算に関する12件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました当初予算の7議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第26号平成22年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、まず、生活環境課関係では、環境衛生関係で、地球温暖化防止に取り組む事業として家庭用の太陽光発電システムの設置に対する補助金や、浄化槽設置整備補助な

どの経費が、清掃関係で、ごみ減量化・資源化対策として、ごみ袋の購入及び販売経費、廃品回収事業や生ごみ処理機購入補助などの経費、ごみ等の適正処理のため処理施設の維持管理費や、収集運搬経費、し尿処理のための一部事務組合負担金が、また、農業集落排水特別会計への繰出金、公共下水道特別会計への繰出金などが計上されております。次に、産業建設課関係では、労働費で、失業対策として、緊急雇用対策事業費、農業関係で、広田ふるさとフェスタ事業費、農業近代化資金等利子補給や有害鳥獣捕獲対策補助などの農業振興補助金、中山間地域等直接支払交付金をはじめ、奨励果樹の育成や、マルチ栽培、ブルーベリー導入支援など各種補助事業の経費、また、農業基盤の整備を図るため銚子ダム等の改修に係るストックマネジメント事業計画作成費、町単土地改良事業補助金、農地・水・環境保全向上対策事業交付金等が、林業関係では、間伐材出荷促進事業、グリーンキーパー人材育成などの林業振興補助金、計画的・一体的な森林施業等を実施するための森林整備地域活動支援推進事業費、町民記念の森の管理費などの経費が計上されています。商工観光関係では、砥部焼まつりや陶芸塾の運営費、陶街道53次事業関係経費、観光PR経費、陶芸創作館・伝統産業会館の経費、農村工芸体験館・峡の館の指定管理委託料などが計上されております。土木関係では、道路台帳を補正するための委託料、町道を適正に管理するための維持・補修費、道路新設改良のための委託料・工事請負費、用地購入費、高尾田地区がけ崩れ防災対策工事費、町の景観計画策定費、公園の管理運営費、町営住宅の管理費などが計上されています。

次に、議案第31号平成22年度砥部町とべの館特別会計予算は、予算額4,117万9千円で、館の運営費や基金積立金が計上されており、歳入を売店収入でまかなう予算となっています。

次に、議案第32号平成22年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、予算額4,592万7千円で、温泉の運営・維持管理費の経費が計上されています。歳入については、事業収入、繰越金が主です。

次に、議案第34号平成22年度砥部町公共下水道特別会計予算は、予算額10億2,174万1千円で、23年3月末からの一部供用開始に向け、第1期認可区域の整備のための工事費と測量設計費3億4,705万円、処理場建設工事費5億8,000万円、浄化センターの施設管理費585万6千円、運用システム構築費1,855万円、町債の償還費用1,968万5千円を計上しています。歳入については、国庫支出金、一般会計からの繰入金、町債などでまかなうこととしています。また、平成23年度から25年度までの浄化センター運転管理委託料に対する限度額9千万円の債務負担行為、地方債限度額4億3,670万円の起債の方法等が定められています。

次に、議案第35号平成22年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、予算額2,215万7千円で、総津地区及び玉谷地区処理施設の管理運営費1,111万1千円及び公債費1,104万6千円を計上した予算となっています。歳入については施設使用料、一般会計繰入金でまかなわれます。

次に、議案第36号平成22年度砥部町浄化槽特別会計予算は、予算額1億2,014万5千円で、浄化槽の維持管理費用及び基金への積立金を計上しています。歳入は、事

業収入、繰越金などでまかなわれています。

次に、議案第37号 平成22年度砥部町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入は、上水道及び簡易水道の事業収益3億2,885万5千円が、支出は、上水道・簡易水道の営業費用及び営業外費用等3億2,258万5千円が計上されています。上水道営業費用の中には、今後の砥部町の水道ビジョンを策定するための経費493万5千円が含まれています。資本的収入及び支出については、収入は、上水道及び簡易水道に係る他会計負担金、工事負担金135万1千円を、支出は、上水道及び簡易水道の建設改良費や企業債償還金1億9,550万3千円を計上し、収入額が支出額に対し不足する1億9,415万2千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしています。22年度は、町道整備や公共下水道工事に伴う配水管布設替えや第3水源地の環境整備などを行なうため、上水道資本的支出は対前年度6,155万7千円の増額となっています。

以上、7議案については、それぞれ適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第26号、31号、32号、34号、35号、36号及び37号の7議案については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました当初予算5議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第26号平成22年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目の歳出について、介護福祉課関係で主なものは社会福祉では、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、その他福祉団体等の活動を支援するための交付金が、障害者福祉では、障害者や家族の経済的負担の軽減や自立と社会参加を促進するための各種支援費用が、老人福祉では、小規模多機能型居宅介護事業所開設準備の経費、老人福祉センター他3施設の第1次耐震診断の経費の他、在宅事業に係る各種支援事業費や一部事務組合等に対する負担金・補助金、高齢者生活福祉センターなどの施設運営費が、介護保険事業では、介護保険事業特別会計への繰出金が、児童福祉では、乳幼児家庭全戸訪問事業の開始に要する経費、放課後児童クラブ、つどいの広場事業を充実して実施する経費、私立幼稚園就園奨励費、砥部保育所の第2次耐震診断、新たに始まる子ども手当の経費、各保育所、児童館の運営費などが、幼稚園費では、麻生幼稚園の第2次耐震診断の他各幼稚園の運営費が計上されています。保険健康課関係で主なものは、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上している他、県後期高齢者医療広域連合への負担金、重度心身障害者・母子家庭・乳幼児の医療費などが計上されています。また、保健衛生費で、休日・夜間の救急医療体制の維持費用、新型インフルエンザ他各種予防接種の費用、乳幼児や母親の健康を守るための健診や相談事業の費用、地区集会所巡回健康教室を開催する地域ぐるみの健康増進事業費、女性特有のがん検診をはじめ各種検診、生活習慣病予防対策としての栄養学級などの経費が計上されております。

次に、議案第27号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について、事業勘定の予算額は、23億3,619万5千円で、主な内容は、事業運営経費、保険給付費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、特定健康診査等事業費の経費等が計上されています。その財源は、国民健康保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計や基金からの繰入金、前年度からの繰越金等で賄っています。直営診療施設勘定の予算額は、1億1,459万8千円で、診療所の管理運営費、医業の必要経費が計上されており、その財源は、診療収入、一般会計からの繰入金等で賄われています。

次に、議案第28号平成22年度砥部町老人保健特別会計予算は、予算額186万3千円で、制度が20年度より後期高齢者医療制度に移行した後の月遅れの請求の医療給付費などが計上されており、財源は、支払基金交付金、国県支出金、一般会計からの繰入金等で賄っています。なお、この特別会計は、22年度をもって廃止される予定であります。

次に、議案第29号平成22年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、予算額1億9,315万2千円で主なものは、広域連合への事務費負担金、後期高齢者医療連合会納付金で、その財源は、保険料、一般会計からの繰入金等で賄っています。

次に、議案第30号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、保険事業勘定の予算額は、17億3,558万5千円で、介護認定に要する費用、要介護者及び要支援者への各種サービス給付費、その他、介護予防や包括的支援のための地域支援事業費などが計上されています。その財源は、介護保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、基金繰入金等で賄っています。介護サービス事業勘定の予算額は、3,838万1千円で、広寿会に委託して行う通所介護事業と地域包括支援センターで行う介護予防サービス事業の費用が計上されており、その財源は、介護サービス収入、一般会計からの繰入金で賄われています。

以上、5議案については、いずれも適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第26号、27号、28号、29号、30号については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました当初予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第26号平成22年度砥部町一般会計予算については、総額62億1,608万6千円で、21年度と比べ1億1,220万円の増となっています。歳入については、町税、地方交付税、国県支出金、繰越金などが増加し、負担金、使用料、町債、繰入金などが減となっています。町税については、町民税の減を見込んでいるものの、固定資産税については、評価替えを終えた徴収実績により増加を見込んでいます。地方交付税については、地方財政計画では、21年度に比べ6.8%の増加となっていますが、町予算では4.3%増で見込まれています。国庫支出金は、子ども手当負担金が新たに組まれたことにより大幅に増加しています。また、町債は、21年度の国の補正予算で事業を前倒ししたた

め、22年度の発行は減少しています。町税などの自主財源は25億7千6百万円、交付税等の依存財源は36億4千万円で、自主財源比率は41.5%となっています。歳出の主なものは、議会費、監査委員費、会計管理費では、経常な経費の計上となっています。総務課関係では、一般管理費、広報発行経費、本庁及び旧支所の施設管理費、旧高市保育所解体費、電算システム管理費、地上デジタル放送難視聴解消支援事業費、区長・自治活動推進経費、防災対策経費、知事選挙及び参議院議員選挙の経費、常備消防・消防団の経費、坂村真民記念基金積立金などが計上されています。企画財政課関係では、男女共同参画計画策定費、コミュニティ活動支援費、交通生活安全対策費、国勢調査など統計調査費、消費者行政推進費、町債の償還費、財政調整基金積立金、予備費などが計上されています。戸籍税務課関係では、徴税や戸籍事務経費、県からの権限移譲によるパスポートの申請受付・発行経費などが計上されています。教育委員会事務局関係では、学校生活支援員や学校医、外国語指導助手派遣に要する経費、スクールバス運行など遠距離通学費、小・中学校の学校管理費や教育振興費、砥部中学校改築のための調査費及び実施設計費用など、学校教育に関する費用、山村留学センターの運営費、また、社会教育や文化の振興費、人権教育・人権対策推進費、公民館・ひろた交流センターの管理運営費、文化会館図書館の管理委託料など生涯学習の推進に関する費用、青少年育成センター運営費などの青少年健全育成費、各種スポーツ大会の開催などのスポーツ育成・普及経費、陶街道ゆとり公園、田ノ浦町民広場の指定管理委託料などの体育施設管理運営費等、社会体育推進に関する経費、学校給食を提供する給食センターの運営費などが計上されております。また、公用車借上げ料、情報システム更改に係る借上料及び保守管理料、ネットワークシステム更改に係る借上げ及び保守管理料、景観計画策定業務委託料に対する債務負担行為、合併特例事業、過疎対策事業、臨時財政対策債に係る、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めています。

次に、議案第33号 平成22年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算については、予算額280万3千円で、22年度は、高校生13人への給付と入学一時金5人分が予定されています。なお、財源については、基金からの繰入金、繰越金等で賄うこととしています。

以上、2議案については、適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第26号、33号の2件については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 1点ご質問をしたいと思いますのですが、実は広田のグリーンキーパーの件ですが、例年1千万円の補助をして、また、今年も1千万円を計上しております。ちょっと私も耳にしたのですが、広田に仕事がないからよそへ行って仕事をするのか、それとも、よそへ行って仕事をする方が金が稼げるから行くのか、というのは、担当の課長もご存知だと思っておりますけれども、久万の方へ行って仕事をしておるということをお聞きしたのですが、それを把握しておるのか、また、1年間にどの位地元で仕事せずによそへ行っておるのかお尋ねしたいのと、もう一点、1年間降雨がないということはないので、雨

もようけ降るのですが、実際に外で実働をどの位しているのか、そして、雨の日はどういう仕事をしているのか、課長お分かりになればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（土居英昭） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 適正なご質問をいただきまして、お答えいたします。先ほどご報告申しあげましたようにグリーンキーパーというのは、いわゆる町の森林の保護というのが一つの目的で1千万円計上しております。ただ、詳細について、雨の、何日稼働したとか、そういうことについては、私ども完全に把握はしておりませんので、担当課の課長の方からお答えさせていただいたのでよろしゅうございましょうか。お許しをいただきましたので、担当課の方から答弁をさせていただきます。失礼しました。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただ今の栗林議員さんのご質問にお答えいたします。私グリーンキーパーの社長をさせていただいておりますのでお答えさせていただきます。まず、仕事の関係でございませけれども、私どもは久万の方へ行っておるといのは、好んで行っているわけではございませぬ。町内に仕事がない、森林組合から発注があれば、それをさせていただくということございまして、広田の地域におきましても、その他の林業者もおりますし、小田からも来ております。そういったことで、私どもも従業員を抱えておりますので、やはり、今現在1千万円いただいておりますけれども、それも仕事をしなければ2千万円、3千万円足していただかなければいけないというふうなことで、維持をするために、仕事に、出稼ぎに行っておるわけでございます。それと、勤務の関係でございませけれども、以前、前社長の町長さんの折にもご指導をいただきまして、雨降りの折は休んで、土日を休むというふうなことではいかんといいうふうなことで、現在は、雨が降りそうなかったら休みを取っております。それで、土日につきましては、天気の良い日には振り替えるというふうなことでございませぬので、勤務する時間はやっております。それと、どうしても雨が降っておる時どうしよるのかといのは、薪割が、立派な薪割り機械がございませぬし、そういった仕事をしておりますし、微々たるものではございませけれども、かなり薪につきましても稼いでおるといふうなことでございませぬ。決して、広田の仕事をしてなくて、外へ行っておるといふうなことでございませぬので、会社を存続するために、そういうことで、下請けをさせていただいておるといふうなことでございませぬ。以上で報告を終わります。

○議長（土居英昭） 8番。栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 社長直々の説明をお伺いしたのですけれども、やはり、厳しい時代でもありますし、また、3日ほど前の大雪で広田もだいぶ木が倒れて痛んでおるといふうなこともお聞きしたので、これからまた天気でも回復すれば、その始末等に忙しいと思うのですが、やはりちょっと仕事が少ないような状況がある時なんかは、社長、少しでも経費の節減をするためにいろいろ考えて、よい方向にもっていただけるようお願いをしておきます。以上です。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第26号平成22年度砥部町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第26号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第26号平成22年度砥部町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号平成22年度砥部町老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第28号平成22年度砥部町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号平成22年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成22年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号平成22年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成22年度砥部町とべの館特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号平成22年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成22年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号平成22年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成22年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号平成22年度砥部町公共下水道特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第34号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成22年度砥部町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号平成22年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成22年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号平成22年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成22年度砥部町浄化槽特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号平成22年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成22年度砥部町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第33 請願第2号 食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める  
請願について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第33請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再

生を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託され継続審査となっていました請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願について、3月1日に審査を行ないましたので結果をご報告申し上げます。請願事項の議会議決をもって政府に働きかけることには、生産費をまかなう価格保証・所得補償政策を実現することなどが含まれていますが、現在、国においては農家に対する個別保障制度を検討しているものの、その内容は不透明なため、もうしばらく国の動向を見極めながら検討する必要があります。よって、請願第2号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第34 請願第4号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第34請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託され継続審査となっていました請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について、3月1日に審査を行ないましたので結果をご報告申し上げます。請願項目には労働者派遣法を早期に抜本改正すること、改正に際しては、製造業派遣への労働者派遣を禁止することなどを盛り込むこととなっていますが、中小企業の経営に影響を及ぼすことであり、派遣法改正法案については、国会で審議される見込みですので、もうしばらくその動向を見極めながら検討する必要があります。よって、請願第4号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第35 請願第6号 最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める  
請願について

（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第35請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。厚生常任委員会に付託され継続審査となっていました請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨は、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求めることではありますが、年金制度については、一元化に向けた議論もなされているところであるため、その動向を見極めながら審議を重ねる必要があります。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

請願第6号の採決を行います。請願第6号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第36 請願第7号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の
拡充・強化を求める請願について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第36 請願第7号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました請願第7号最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨は、ワーキング・プアの根絶と地域格差の是正をはかるために最低1千円の賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を行なうよう、国に意見書を提出することでありますが、現在の愛媛県の最低賃金は632円、全国平均は713円で、少しずつ引き上げられて来ている状況にあります。これを一律に1千円にまで引き上げることは、現在のデフレの状況下、中小企業等に更なる打撃を与え、景気の低迷をより深刻化させることにつながることを予想されます。よって、請願第7号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

請願第7号の採決を行います。請願第7号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、請願第7号最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第37 陳情第4号 じん肺とアスベスト根絶を求める陳情について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第37 陳情第4号 じん肺とアスベスト根絶を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託され継続審査となっていました陳情第4号 じん肺とアスベスト根絶を求める陳情について、2月18日に審査を行ないましたので結果をご報告申し上げます。陳情の要旨は、国政レベルの問題であり、国は、じん肺とアスベスト根絶に向けて、平成19年にトンネル根絶訴訟原告、弁護団と合意し、被害者の救済や被害の根絶に取り組んでいるところであります。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

陳情第4号の採決を行います。陳情第4号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって陳情第4号じん肺とアスベスト根絶を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第38 発議第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書 提出について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第38発議第1号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。15番、平岡文男君。

○15番（平岡文男） 発議第1号。永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書提出について申し上げます。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成22年3月12日提出、砥部町議会議長土居英昭様。提出者平岡文男、賛成者栗林政伸、賛成者井上洋一。提案理由でございますが、政府は、今国会に永住外国人へ地方参政権を付与する法案を提出すると報じられております。地方公共団体は、国家の根幹をなす安全保障や教育などに深く関わっていますが、我が国に帰化せずに国籍を本国に持つ外国人が、日本の国益にかなう選択を行うことに、疑問に思わざるを得ません。また、多数の永住外国人が特定地域へ集中し、恣意的な利益誘導を行うことなども懸念されます。我が国の安全保障が脅かされることも心配されます。よって、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう意見書を提出するものでございます。意見書を朗読させていただきます。わが国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。この参政権付与をめぐるのは、民主党は2009年の政策集に「結党時の基本政策に『早期に実現する』と掲げており方針は引き続き維持する」と掲載しているが、党内には一部の反対者もあり、衆議院選挙マニフェストでは見送っている。その後、民主党の小沢幹事長は9月19日に韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人ら永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされている。しかし、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その

議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。また、先進8カ国を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。一方、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月12日、愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣。以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

発議第1号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって発議第1号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書提出については、可決されました。

おはかりします。ただ今厚生常任委員長から議員派遣について申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。議員派遣についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議員派遣について

○議長（土居英昭） 追加日程第1議員派遣についてを議題とします。委員会研修について説明を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） 厚生常任委員会より視察研修について報告いたします。厚生常任委員会では、5月下旬に幼児の勉強の仕方、また、体力向上についてを鹿児島方面において視察する予定にしております。この件についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 厚生常任委員長から説明のとおり閉会中に委員会研修を実施するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、厚生常任委員長から説明のとおり、閉会中の委員会研修を実施することに決定しました。

おはかりします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、継続審査となっております請願など常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会に当たり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には3月4日から今日までの9日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決・ご承認くださいましたことに心から感謝を申し上げます。ご議決頂きました補正予算及び新年度予算につきましては、執行の際には再度厳正に研究させていただき、最大の効果が上がるよう努めてまいります。また、会期中議員の皆様から頂きましたご意見・ご提言を十分に噛み締めながら職員とともに一丸となって町政運営を努めさせていただきますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居英昭） 以上をもって、平成22年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時27分



地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 土居 英昭

議員 中村 茂

議員 中島 博志